

禁帶出

豆田區  
裁判所

圖書第一五四號

長尾景弼編纂  
官省規則全書

從第十六篇  
至第二十篇





年月日 明治二十二年十月一日

出版

王書

博聞社藏



官省規則全書惣目次

○第十六篇

○戶籍法

附記 ○全國戶籍表

○第十七篇

○改訂鎮臺條例

○陸軍敬禮式

○六管鎮臺表

○第十八篇

白茅 二七號

五ノ七

○脫籍無產之輩復籍規則



○文官大禮服用ノ節敬禮式

○賞牌規則



廳名	豆田區裁判所
番號	和 第 五 四 號
書目	官省規則全書 自 一 至 八 冊
冊數	八 冊
價格	八 冊
受入年月日	明治 二十 二 年 十 月 一 日

出版  
王書  
博聞社藏

官省規則全書惣目次

○ 第十六篇

○ 戶籍法

○ 附記 全國戶籍表

○ 第十七篇

○ 改訂鎮臺條例  
○ 陸軍敬禮式  
○ 六管鎮臺表

○ 第十八篇

○ 脫籍無產之輩復籍規則

○ 文官大禮服着用ノ節敬禮式  
○ 賞牌規則

裁判所本

日 第 五 四 號



○徵兵令

○第十九篇

○内國船難破及漂流物取扱規則

○北海道諸産物出港税則並各港船改所規則

○家録奉還之者産業資本ノ爲北海道ニ於テ山林荒蕪ノ地拂下規則

○控訴上告手續

○金穀貸借請人證人辨償規則

○官役人夫死傷手當規則

○惡病流行ノ節貧民治療概則

○第二十篇

○米穀相場會社創立準則

農商裁判所図書館

官省規則全書

第十六篇 戶籍法 復籍規則

長尾景弼編

○戶籍法

○明治四年四月四日

今般府藩縣一般戶籍の法別紙の通改正被 仰出候條管内普く布告致可申事

戶籍檢査編制ハ來申年二月一日より以後の事ニ候得共右ノ關係キる諸般の事ハ今より處置致  
キ可ク尤三都府及び各開港場ハ人民輻湊の地トテ取締向速ニ不相立候キハ難相成ニ付送籍入  
籍並旅行寄留の者へ鑑札渡方寄留表取調方等當六月廿九日より後ニ可ク事  
但し不審の廉ハ民部省へ可承合事

右之通被 仰出候事

人生始終を詳ニモルハ切要の事務ニ候故ニ自

農平



今人民天然を以て終り候者又ハ非命ニ死シ候  
 者等埋葬の死ニ於て其時々其由を記録シ名前  
 書員數共毎年十一月中其管轄廳又ハ支配所へ  
 差出させ十二月中辨官へ可差出候事  
 右之通管内社寺へ可觸達候事  
 戸數人員を詳まりて撰ぶべき事ハ政務  
 の最も先ニ重き所なり夫も全國人民の保護  
 ハ大政の本務なる事素より云ふを待たず然る  
 其保護すへき人民を詳しめ何を以て其保  
 護せべきを施すを得んや是れ政府戸籍を詳  
 せざるへかざる儀なり又人民の各安康を  
 得て其生を遂る所以の者ハ政府保護の庇蔭ニ

工 商 某役 某職 某渡世  
 父某官某名也  
 父一別居  
 祖父一亡  
 嫡孫承祖  
 實父一亡幾男  
 養父實兄一亡  
 實父當藩士族某氏某姓幾男  
 養父一亡  
 祖父一亡  
 兄一亡  
 父當村百姓一幾男  
 父某町一區  
 何之誰  
 年月日被叙某位年月日被任某官

且少ざるハなく去きハ其籍を逃し其數ニ漏る  
 ものハ其保護を受けざる理にて自ら國民の  
 外なるニ近し此も人民戸籍を納めざるを得ざ  
 るの儀なり中古以來各地方民治趣を異しせし  
 リ僅ニ東西を隔つてハ忽情態を殊ニ聊か遠  
 近あせハ即ち志行を同ふせど隨て戸籍の法も  
 終ニ錯雜の弊を免れず或ハ此籍を逃し或ハ彼  
 の籍を欺き去就心ニ任せ往來規より治  
 襲の習人々自ら度外ニ附せり至る故ニ今  
 般全國總体の戸籍法を定めたるを以て  
 普く上下の通義を辨へ宜しく粗略のとな  
 かるべし

某國某藩士族——亡長女  
 當有華族——姉  
 年月日被任何官  
 伯父當日某縣知事氏名次女  
 母 某名 年何十  
 妻  
 長男 何之誰  
 次男 何之誰  
 妾腹 何之誰  
 長男 某名  
 同人長女  
 孫  
 同人長男  
 孫  
 次男 某名 年何々  
 父 某名  
 弟 某名  
 弟 某名  
 大學南校寄留



第一則

戸籍旧習の錯雜ある所以ハ族属を分つて之を編製し地を就て之を收めざるを以て遺漏の事ありと雖も之を檢査するの便を得ざるに依り故に此度編製の法臣民一般僧侶士族卒刑官以下其住居の地を就て之を收め専ら遺棄なきを旨とす故に各地方土地の便宜に隨ひ豫め區畫を定め毎區戸長并に副を置き長并に副をく其區内戸数人員生死出入等を詳しとする事を掌すべし

第二則

戸長ハ必も長と副とに限るべし時宜によ

り長副数名あるも妨げなりとせ

但戸長の務ハ是迄各處に於て莊屋名主年寄觸頭と唱る者等と掌すべし又ハ別人を用ゐるも妨げなり

第三則

凡そ區畫を定むる譬ハ一府一郡を分て何區或ハ何十區と一其一區を定むるハ四五丁もくハ七八村を組合せべし然も其小なるものハ數十及ひ大なるものハ一二止るも都て其時宜と便利とに任せ妨げなく從前武家地屋敷地と唱る類も同様なる素より云を待たず但急し區畫を定め難き所ハ仮に便宜に從ひ

神奈川某町某職——内弟子

當有某町某渡せ——母縁縁之後復籍

大坂府某町某渡せ——方寄留

某村遷轉之後附籍

當縣大属 備

同人召使

氏神某社  
某所某宗某寺

同人長男

父——三女

同人弟

母方伯母夫當同某郡某村百姓——亡長男

從弟

母方從弟——長男

從弟

同人次女

又

借地

別居するもの例

士族——父隱居  
當有某町某渡せ——弟

又

替養子の例

長男

實京都府士族

長男——妻  
次女

長女

又

郷内に住する家人と某從者の例

内居住  
士族

廢疾

何之誰

何之誰



一村一町にて検査せしむるも妨なく官の學  
 校兵隊屯所等又ハ大社大寺の別ニ區域をな  
 せしハ其官司の吏負其社寺の執事等にて戸  
 長の事を扱ハしむるも妨なく

第四則

戸長其區内の戸籍の式の如く之を集り二通を  
 清書し更ニ第一号と第二号の式の如く其區内  
 總計の戸籍表と職分表とを作り其の集る所の  
 籍ハ戸長ニ備へ置清書二通りと共に其支配所  
 差出せしむる所を其廳ニ差出し其廳之  
 を第五号第六号の式の如く其管内總計の戸籍  
 表と職分表とを作り戸籍一通ハ其廳ニ備へ

形則十ノ條 二五

置き一通ハ廳印を押し表と共に六ヶ年目ニ改  
 め太政官へ差出せしむる所別ニハ管轄内廣遠  
 支配せしむる所を云ふ総て出張所といふの類  
 あり

但支配所なき所ハ直ニ其廳ニ出せしむ以下  
 准之

第五則

編製ハ尔後六ヶ年目を以て改むべしと雖も其  
 間の出生死去出入等ハ必其時々戸長ニ届け戸  
 長之を其廳ニ届け出でて支配所あるものハ支配  
 所ニ届其廳之を受け人負の増減等本書へ加除し  
 毎年十一月中戸籍表を改め十二月中太政官へ  
 差出せしむる所ハ加除ハ死者と出るものを除く類を云ふ

當有華族——家令

父隱居して家ある例

父隱居

父改幕有某職——家来

七

當有士族——從者

後妻

氏神某社

又

士族 居住

年月日被任某官東京寄留

又

七

何之誰

東京某町

本籍を以て寄住の地ニ  
 編籍せしむる例

某田某藩士族

七

年月日被任某官年月日全戸寄住

又

何之誰

某渡世

父——亡

後見

當町

某渡世

戸外のもの後見の例

某渡世

後家

何之誰

長女



第六則

管轄廳に於て戸籍專任の吏員を置き其事は擔當せしむべし若し遺漏粗略の事あるは於てハ其吏員並に戸長戸長が事大寺大寺が事の責をなすべし

第七則

区内の順序を明しするハ番号を用ひ故に毎區は官私の差別なく臣民一般番号を定め其住所を記し都て何番屋敷と記し編製の順序も其号數を以て定むるを要せ

但区内の屋敷七所とあり又ハ一戸を割て二戸とし二戸を合して一戸とふそある共其由を戸籍に記し番号ハ其終据置六ヶ年目

至り改むべし

第八則

各地方貫屬或ハ平民等事務ありて全戸他の管轄所に引移るものハ其由を本貫管轄廳へ願出其廳よりの送りを取り在留地の廳に届け出其所の籍に編入せし又故ありて元の管轄所へ引移る時ハ之を戻せし其始り出る時の如く其所の籍に編入せし

但當時全戸既に引移り官員の如きは其官省より名前書を在留地の廳に達し夫を證とし其住居の地區にて其籍を收むべし又本貫管轄廳にハ其由を其官省より達し其廳之を

戸籍の例、後見の例、奴婢の属附籍の例、父母死去の後附籍

元手代某町 七長男、後見手代

某渡世、内居住京都某町、野持地

出店支配人、父某町

某社、父某職某名七

又

幾番地所

某国某郡某村某觸下

某社、父

又

社中、社人

某職、七

又

某国某郡某町

某宗、寺号

第幾世



聽き其所の籍を除くへし尤此より後引移るものハ此限も送籍せると本條の如く  
 第八則若し全戸引移ると雖も情故ありて本貫管轄廳の籍あるを願ふものハ其地寄留の部に入ま情願を任するも妨なし

第九則

他の管轄地より引移る時元の廳より送籍せらるハ其當人より元住所の組合並に戸長其由を届け長副連印し其廳に届け其廳之を受け其廳聽知るの證を押し當人渡せへし  
 但管轄内廣遠の場所別支配所あるハ其支配所より之を達せし往來困却の弊なうし

しむるを要す

第十則

他の管轄所より此管轄所に入籍する時ハ元の管轄所の證を持参し其入所の戸長其由を通し戸長其相違なきを申し其所の籍に入るべし而して戸長其元廳の證と其入籍の事の由を時々其廳に届けべし

第十一則

管轄内甲の區より乙の區に移るか如きも第八則より第十則迄の例を見合ふべし但管轄内なるを以て送籍ハ戸長より之を致し入籍の上其入る所の戸長より其廳に届け其廳之を聽き即

某國某郡某村百姓

幾男年月日於某所某寺得度

某名

又

幾番地所

某宗某寺末

寺号

第幾世

役僧

弟子

寺中

寺号

○明治五年正月十三日太政官御達

戸籍法中心得方區々相成候箇條並改正の廉左の通候條本書に照準し取捨可致事

戸籍編制の事

戸籍編制ハ來る申年正月晦日現在の人員を根拠として同二月一日より凡百日の間ハ右人員検査の日限なきハ右日限中の増減ハ翌年正月の取調に因て致さへき事

死者届方期限の事

死者埋葬所に於て記録し届方の儀毎年十二月中迄の分翌年二月中に大藏省へ可差出事

戸長副給料の事











第二十五則

三都府ハ人民輻湊の地なるを以て寄留表ハ他の藩縣ニ拘らず隔月検査の時々即ち太政官へ差出すべし

第二十六則

民産調の如きハ一般の御布告あるべし雖共此迄地方官ニテ戸籍中家産等書載させ来りハ其俟出すべし

第二十七則

戸籍表の用紙ハ厚紙を用ひ戸籍の用紙ハ美の紙の寸法を準じ公用の罫紙を用申べし戸長と其廳へ收むる分ハ其土地求め易き適宜の品

を用申べし故に毎區戸長へ本書分の公用罫紙を其廳より下け渡すべし

第二十八則

各地の戸籍一例なるを要すは字の細大行の高低ハ其記事を標別する為めなるを以て能々注意し成丈け細字不記するを要す

第二十九則

此迄厄介と号せしもの或ハ縁故ありて養育するもの等ハ其族属と續柄を肩書し其由を其名前の上不記する式の如くすべし

第三十則

華族等の從僕其邸内ニ住居して一戸をなせる

十四以上

何人

八十五以上

何人

内

瘠疾

女男

何人

出生

女男

何人

囚獄

女男

何人

流刑

女男

何人

徒刑

女男

何人

死亡

女男

何人

右之通相違無之候

年号干支月

第何區戸長

氏名印

職分總計書式

某縣第何區職分總計

官員

女男

何人

神官

女男

何人

何郡

何町

何村

何ヶ村

何町

兵隊	女男	何人	從者	女男	何人
皇學	女男	何人	支那學	女男	何人
英學	女男	何人	佛學	女男	何人
兵學	女男	何人	醫術	女男	何人
武術	女男	何人	農	女男	何人
筆學	女男	何人	商	女男	何人
工	女男	何人	雇人	女男	何人
雜業	女男	何人	雇人	女男	何人

人員總計

男何人  
女何人

右之通相違無之候

年号月支月

第何區戸長

氏名印











職分表

官男	神男	兵從	男皇	男支	男英	男佛	男	兵男	醫男	武男	算男	華男	農男	工男	商男	雜男	雇男	貧男
員女	官女	隊者	女學	女學	女學	女學	女	術女	術女	術女	學女	學女	農女	工女	商女	業女	人女	婦女

年号千支月

- 一 戸籍表ハ区内人民池ルヲナク何レモ本籍ヲ以テ記載スヘシ
- 一 華士族卒僧尼ノ外總テ平民籍ヘ記スヘシ
- 一 舊神官ハ士族卒平民中ヘ入籍致スヘク昔ナレモ未タ其處分舉ラサル者ヲ記スヘシ
- 一 職分ハ總テ本籍ニ於テ現在ノ業ヲ記スヘシ夜令ハ農商ヨリ官負トナレハ農商ヲ除クシ然レ共不得巳事情アリ其家族捕舊業ヲ營メハ名代ヲ以農商ニ數フヘシ又農商ヨリ從者雇人トナルモ是ニ做フヘシ若シ兼業アレハ本業ノミヲ書載スヘシ
- 一 官負神官兵隊從者雇人ハ生家族ニ拘ラズ各其職業ニ在ルモノヲ數ハ農工商雜業ノ類ハ生ハ幼年ト雖トモ之ヲ數ハ家族ハ男女ヲ論セス十五歳以上ニシテ職業ニ從事スル者及其主ト職業ヲ異ニスル者ハ各其職業ノ目ニ記載スヘシ
- 一 但シ廢疾ノ者ト雖トモ職業アル者ハ其職ノ目ニ記載スヘシ
- 一 神官トハ凡テ新任ノ神官ヲ云ナリ
- 一 官負神官華士族卒兵隊僧尼舊神官召仕ハ從者ノ部平民ノ召仕ハ雇人ノ部ニ入レ工商ニ屬セサル者ハ雜業ノ部ヘ書載スヘシ
- 一 皇學以下學術ノ部ハ凡テ專門閑業ノ者ヲ云ト雖モ農商中碩學ナルモノハ各學術ノ目ニ記載スヘシ
- 一 洋學ノ如キ各國ノ學名アルハ雜形ノ通幾段ニモ區限ヲ作り各其專門ノ國名ヲ記スヘシ

○戸籍法ニ關スル諸御達

○明治八年二月廿七日戸籍寮より東京府へ御達  
 客年十二月當寮より相渡一置候本年一月一日  
 調可相用戸籍表中新たに増加せし部目及び  
 附屬表の中記載方不分明の處有之候は付為  
 知心得今般左の處々更し別紙の通り及知通知  
 候也

- 一 戸籍表中夫婦の部へ登記可きハ人民一般
- 一 結婚の新舊を論せし昨日明治七年十二月廿一日までの在配偶せし夫妻の負數を記載可被
- 一 致事
- 一 同表中棄兒の部目へ登記可きハ從前より

○明治六年六月四日太政官御達

第百八十七号  
 戸籍法則中華士族僧尼旧神官の送籍ハ戸長へ  
 申立管轄廳の證を受來候處右家族並し弟子の  
 輩ハ戸長連印の證を與へ出入取計全一ヶ月分  
 取纏其翌月中管轄廳へ可届出候事

○明治四年七月廿二日太政官御達

寄留旅行の者へ鑑札可相渡旨兼て相達置候處  
 不及其儀候條更し相達候事

○明治六年七月八日太政官御達

第百五十五号  
 戸籍法則中第廿則廿三則廿六ヶ年目戸籍  
 改の條例追て相達候迄不及施行事



の棄兒の員數を漸次増減新たは棄るものと死亡するものと加除し昨明治七年十二月三十一日の現在人員を記載可被致事

一 地方各廳は於て事務の都合は因り等内外官吏の外は官費を以て傭入候者ハ傭期限の暫久は不拘且等外六等以上の月俸を給せと雖も右等ハ總て職分表官員の部は記載不致悉皆別紙に詳記し戸籍表は相添可被届出事

一 各宗寺院の中總本寺總本山及び大中小本寺本山と稱する向ハ總て附屬表中本寺の部目へ記載可被致事

規則十六篇 五版

籍表の中若し寺數戸數も相省き全く算加せざる道場市街村落等之間々有之類又ハ掛所と唱ふるもの或ハ某堂某菴室某坊等の稱ありと雖も本末の區別も判然分ちかき類も附屬表中寺院の部目へ記載不致悉皆別紙に詳記し可被届出事

一 附屬表の中教導職の部目は神官僧侶の區別の相掲け置候得共若し華士族平民より同職を奉し候者有之候ハ、族屬の種類を區分し記載可被致事

一 學校教院説教所病院區戸長事務取扱所及郵便役所郵便取扱所陸運會社等の各種類未

○明治四年七月七日太政官御達 地方官地所管轄相成候節管下之華士族卒等新地方官の可爲貫屬ハ勿論の儀は付戸籍法第百十五号

○明治五年四月九日太政官御達 自今華士族子弟厄介の輩民籍へ加入爲致候儀可爲勝手事

○明治六年五月廿八日太政官御達 脱籍及び行衛知れざる者家出後三十六ヶ月を踰永尋中のものハ戸籍表總計人員の外は記載し又當人年齢八十歳以上は相成候得ハ除籍し何れも毎年大藏省へ可届出事

○明治七年七月十日太政官御布告

自今華士族分家の者ハ平民籍に編入候條此旨布告候事

但分祿の儀ハ不相成其宗家祿高の中適宜給與候儀ハ勝手事

○同年同月同日太政官御布告

今般華士族分家候者ハ總て平民籍に編入相成候し付本年一第八号僧尼族籍編入の布告自今左の通更定候條此旨僧侶へ布告せし事

一 僧尼の輩族籍被相定候條各自其原籍に復しへき事

一 原籍不分明又ハ復籍を望まざる者ハ現在地















等篤と取糺し申口慥ある者其者本貫へ引渡候  
候訊添状し認め家族とも府藩縣送を以て差  
立當人申口の趣精細し書取其本廳へ可申達  
尤一昨已年四月脱籍の者復歸の儀被仰出  
候以前逃亡の者々本罪を差免其以後の者ハ  
新律に依り所置申付候上可引渡若し歸國此  
上取糺生所其外最前此申口偽言の次第も有  
之候ハ、其事輕重に相當の所置申付更し其  
本籍の地方へ引渡方可取計事

但生所本籍等申口不分明の分々一應其本  
廳へ掛合の上引渡方可致候事

第二條 脱籍の者稼方の爲め一時歸國を不望

者々其本廳へ掛合原籍へ復し候上其儘入稼  
人と致し夫迄居附候地へ差置候儀ハ不苦又  
其者居附候地へ入籍致し度望の者々同様撰  
合此上人別の送渡を致し本人望の地へ新し  
入籍せし一戸の新籍を立候とも又ハ親族  
等此厄今と相成候とも都合次第可取計事  
第三條 元來迷兒棄兒等して生所不相分者々  
夫迄居附候地此籍へ編入可致事  
第四條 脱籍の者引渡の入費ハ一昨已年四月  
以前逃区の者ハ送立候迄の入費々其地方官  
道中此入費ハ道筋地方官にて相賄都て官費  
に相立以後此分々假令除籍致し候とも右入

て左之例を照準して所置可致候事

逃亡五十日以内は歸る者ハ律の如ク處し五  
十日以外は及て歸らざきハ禄を収め家屬を  
民籍に編入し置き本犯復歸すれば庶人下  
すし止む

右之通し候條此旨相達候也

○明治四年十二月廿六日太政官御布告

脱籍無産の徒復籍方の儀兼て相達置候規則の  
通可取扱ハ勿論し候得共右等の内原由篤と相  
糺本貫廳へ掛合の上其者郷里に持地住居も無  
之歸籍爲致候ても生業難相立者ハ以來府縣送  
ハ差止め杖刑に処し候し不及其地徒場へ入ま

刑人と區別立置職業爲相営追て獨立活計相立  
候ハ、望の地へ入籍取計其旨當人本貫へ相達  
候様可致事

○明治五年四月七日太政官御布告

脱籍無産の徒復籍爲致候ても生業難相立者ハ  
府縣送を差止め杖刑に処するし不及其地徒場  
に差遣し罪人と區別を立て追て獨立活計相立  
候ハ、望の地へ入籍爲致候様先般御布告相成  
居候処今般懲役法被相設候し付本罪可受の日  
數ハ懲役し服し期限満て猶徒場し留め罪人と  
別異し其身相當の使役申付置餘ハ從前御布告  
の通可取計事



費其家又ハ親族かんぞうニ難償ついで々其村町より可爲  
差出候事

但予九月被 仰出候御規則おんぎさくにてハ有籍かうせきの  
者引渡入費ハ其親族等より償ハセ候筈たづニ  
付其以來御規則の通取計候内若もハ已四月  
以前脱籍だつせきの者有之候ハ、其分々償金可戻  
遣候事

第五條 右入費償いづかひの分取立方ハ旅籠渡船人りん豆  
賃等道筋地方官繰替くりかの分々宿村一帳い記  
繼送留つぎわたりり宿より其本廳へ差出右差立迄ハ費  
用々送方の地方官より其本廳へ申達總入費  
々當人歸國きこく比上本廳もとにて取立夫々可致償却

候事

第六條 旅籠料りんごう々士民の差別さべつおく一人ひとりニ付泊  
白米四合銀五匁むね晝白米二合銀二匁五分を以  
て取賄病者とりせま々宿駕籠手當致し自分難持越荷  
物ハ人足ひとあしにて送遣おくりつたハ可申候事

但道中差添さしの者差出可申候事

第七條 士卒平民しそつへいじん其外共脱走だつそうの者有之節々早  
速其筋そくへ届出とどけい其親族組合等かんぞうくみあひにて精々探索致  
一六箇月毎いっろくかんげつニ模様申立三十六箇月を過すぎ尋得  
不申候ハ、永尋申付除籍致えいじんハ候儀々不相成  
候事

第八條 各地方官かくちほうくわんに於て所置濟たしやうの者も都て同



様の手續を以て引渡方可取計事

第九條 復籍相成候輩ハ生業相立候様地方官

に於て世話可致遣事

但右授産に付官費有之節ハ伺の上取計可

申候事

右之通相定候事

規十七

官省規則全書

○第十七篇

改訂鎮臺條例  
文官大禮服用ノ節敬禮式

陸軍敬禮式  
賞牌規則

六管鎮臺表

長尾景弼篇纂

○明治六年七月十九日太政官御布告  
鎮臺條例別冊の通改定候條此旨布告候事

鎮臺條例

第一條 凡リ皇國域内ニ駐割せる各種の兵隊

ハ別て七軍管となし各鎮臺の司令將管を

て之を統率せしむる事左の如し

第一軍管ハ第一師管(管所東京第二師管

(管所佐倉第三師管(管所高崎)を包括し東

京鎮臺ニ統率す 此條六年二月廿五日太政官

第二軍管ハ第四師管(管所仙臺)第五師管(管

第三十三條 其事狀の報告ハ公文の例ニ従ふ

と雖も策畧の申告ハ必ず密啓を要し若し電

報を使用する共其露泄を謹しむ可し唯事の

大小を計り便宜を以て事ニ従ふハ將官の權

内ニ在リ

第三十四條 凡管内州縣の山野等ニ強盜悍賊

あり拿捕地方警視部の力の能ハざして兵力



所青森を包括し仙臺鎮臺に統率す

第三軍管ハ第六師管營所名古屋第七師管

(營所金澤)を包括し名古屋鎮臺に統率す

第四軍管ハ第八師管營所大坂第九師管

(營所大津)第十師管營所姫路を包括し大

坂鎮臺に統率す

第五軍管ハ第十一師管營所廣島第十二師

管營所九龜を包括し廣島鎮臺に統率す

第六軍管ハ第十三師管營所熊本第十四師

管營所小倉を包括し熊本鎮臺に統率す

第二條 凡六軍管ハ其管下の兵員戰時に當り

畧一軍を興す不足るを以て軍管と名づけ其

師管ハ畧一師を興す不足るを以て師管と名

づく

第三條 凡師管の内又分て數箇の營所を置く

左に如し

東京師管々内 小田原 静岡 甲府

高崎師管々内 新発田 高田 新瀉

此一條六年二月廿五日太政官御布告  
第三十三号ヲ以改正

新瀉師管々内 高田 高崎

仙臺師管々内 福島 水澤 若松

青森師管々内 盛岡 秋田 山形

名屋師管々内 豊橋 岐阜 松本

金澤師管々内 石川縣内 七尾 福井

を要する時ハ知事令並に警視部の長官の請

は應に捕獲の方畧に於て力を併す事を得可

し

第三十五條 變災若くハ他の事故あり警護の

爲め兵備を要し其地方の知事令より事由を

具して之を請ふ時ハ之に應に事情を斟酌し

て事に従ふ事を得へし

第三十六條 凡前數條に擧る所皆臨時若くハ

急遽の際に出来る時ハ服事するの後速に御に

申報書を許す然れ共事竣して往復の時間ある

時ハ必ず先づ御に申報すし且警護の兵を出す

事常例とあるに係る者ハ必ず御の區處を受く

るの後非ずして服事するを許さざる事

第三十七條 凡外國公使の送迎鴻臚の譙禮朝

儀祭典等にて警備或ハ觀兵の爲めに兵隊を

要し該事に係る衙門より事由を具して之を

請ふ時ハ之に應するを許す其部署布置の方

法ハ一切司令將官の任たり但此等の時に當

り率領卿より下令あるを正例とす唯遠隔の

地下令未だ達せざる便ち此例に従ふ可し

第三十八條 凡府縣の官至重の俘囚を送り陸

軍彈藥糧食等を送り或ハ外國人の旅行等

護送の兵を要する時ハ該事に係る衙門若く

ハ官人の具狀の上地方時限を量定し一部



大坂師管々内 兵庫 和歌山 西京

大津師管々内 敦賀 津

姫路師管々内 鳥取 岡山 豊岡

廣島師管々内 松江 濱田 山口

九龜師管々内 徳島 須崎浦 宇和島

熊本師管々内 千歳 鹿兒島

琉球

小倉師管々内 福岡 長崎 對馬

第四條 凡營所の數四十師管の營所と合して

五十四となし各其區域を畫して三府六十三

縣畧相表裏し以て管内の靜謐を保護せしむ

第五條 其北海道ハ第七軍管とそ其守備方法

他の諸道と異なるを以て茲之を擧げず

凡六管鎮臺ハ司令の將官一員を置いて管内

の軍務を董督し上

天皇大勲の下屬し直ち陸軍卿に隸す

第六條 其臺下ハ各歩騎砲工輜重の常備諸

軍隊を置き以て不虞を警め緩急に應じ四出

圓轉して方面の寇賊を禦するの備をなすしむ

第七條 凡師管の營所ハ唯歩兵一聯隊を置

き以て管内を鎮壓し方面の草賊を備へしむ

第八條 其他營所ハ逐年兵員増加するに従ひ

之を置くの目的し以て現今若し事情之を要

する時ハ師管の分遣隊を分屯せしむ

の兵を出し護送し供するを許す但し月報を以て本省に申告す可し

第三十九條 凡屯營の轉移兵隊の進退ハ卿の

區處を受るし非きハ司令將官護りし之を處

分するを許さず又軍伍編制及び内外務等ハ

本省頒布する所の成則を遵守し一切變更す

るを許さず

第四十條 其屯營變災若くハ他の事故に由て

一時轉ぜざるを得ざる時ハ地方の知事令に

牒し近鄰の地は於て便宜の場所屋舎を撰び

假りし轉移し急報を以て省に申告し卿の區

處を受く可し但し其報中目下の事情向來の

便宜を繕陳するを要す

第四十一條 其營傍延焼の時ハ司令長官速に

近傍場地に於て兵隊を整列せしめ而後し人

員を量り器具を引かしめ防火に從事せしむ

る等時宜に依り權宜を制す可しと雖も勉め

て兵隊の混沓を防ぐ可し

第四十二條 其軍伍隊列の編制若くハ内外務

に於て一時の事情に因り若くハ地方の便宜

に由て一二の變更を要する時ハ月報を以て

報告し詳かに事由を繕陳す可し

第四十三條 凡管下諸兵隊日課の操練ハ預め

卿の許可の上臺より指定したる場地の外護



第九條 凡六管の鎮臺一至重の將官を置いて其

管下を統括せしむるハ各師管の一致同揆ニ

して多岐乖戾莫りしめ以て平時ニ在てハ彼

此隔絶するの兵隊をして畫一の令を守らし

め戰時ニ在ては應援分合其宜しきを得せしむ

る所なり

第十條 凡隸屬の法營所ハ師管ニ隸し師管ハ

軍管ニ隸するを以て平常の報告並ニ物品の

度支ハ各其序を逐ふを正例となすと雖も地

勢彼此懸絶するを以て尚此以下諸條ニ開示

する方法ニ從ふべし

第十一條 凡要塞の司令將校ハ直ちニ陸軍

卿ニ隸するを正例とす以上六年二月廿五日太政官  
御布告第廿五号を以て改正

然れども現今要塞の設未だ備らず其箇所た

る多かりざるを以て姑く其軍管の司令將官

ニ隸し文移報告並ニ物品度支の諸項皆鎮臺

ニ往復す可し

但此例内別ニ揭示する條ハ此例ニ非らず

第十二條 凡要塞の衛戍を要する地ハ要塞司

令官より陸軍省ニ牒し卿の許可を得て再び

鎮臺の司令將官ニ牒して取り充るを許す其

毎期の更番の法の如きハ全く鎮臺司令將官

の權内ニ在るべく但間歇あるを許さざるは

み

りハ他の場地ニ於てそのを許さず若し實彈

試發野營操練等の舉ふ就て一定の場地なき

時ハ本臺にて一地を撰定し所轄の府縣ニ請

ふて便宜を議定し本省ニ申報して卿の許可

を受く可し

第四十四條 凡軍人軍屬の犯罪軍律ニ屬す可

き者ハ東京を除くの外成規を照し軍法會議

を立て律ニ依て治斷せしむ可し但し東京ニ

在てハ輕重ニ拘りず陸軍裁判所ニ送附す可

し

第四十五條 凡隊中逃亡ある時ハ該隊の司令

官同伍若くハ他の數人ハ命し踪跡して捕縛

せしむ可し若し能ハざるときハ事由を開具し臺

下報知し臺より其原貫の府縣ニ移牒して他

日捕縛の地をなす而後ニ月報を以て本省ニ

申報す可し

第四十六條 凡諸隊より呈する定例の報告ハ

一本を臺ニ留め一本を以て臺より本省ニ移

し定期ニ後る可かりし

第四十七條 凡管下諸隊定例報告の外鎮臺の

司令將官より二箇月の初毎ニ管内諸隊の景

況を繕陳する報告を本省ニ進呈す可し其報

告ハ次の數々を開刺するを要す

第一軍中の士氣兵法並ニ政令ニ關涉する



第十三條 其將校部下兵隊を率いて已の所轄

に属せざる城堡内若くハ城堡周囲の戦線に  
駐する者ハ其要塞司令官の請ひに應じ報  
知をなす又要塞の服役警備の爲めハ哨兵  
を置き若くハ必要なる分隊を出すべし

第十四條 其哨兵若くハ分隊ハ要塞司令官に  
隷属するを以て其要塞の周圍戦線内に於て

彼此に分駐する士官下士兵卒ハ要塞の司令  
官監視を加へ若し犯法の者ある時ハ速かに  
停駐を命じて其隊の司令將校に報す可し

第十五條 凡憲兵部ハ現今未だ之を置かずと  
雖も後來施設し及ぶ時ハ亦鎮臺の司令將官

に属せず直ちに其司令を歴て陸軍卿に隷す  
るを正例とす

第十六條 重大の事件起る時ハ兩牒を造り本  
牒を以て陸軍卿に報し副牒を以て其駐する  
地の軍管の司令將官に進報す可し

第十七條 其軍管の司令將官より其地方の憲  
兵部の將校に移牒して事情消息を問ふ事ハ  
此ハ憲兵部の將校仔細を悉して應酬す可し  
又火急の事變に遭て軍管の司令將官の命を  
奉じて服事す可し

第十八條 凡軍管の司令將官ハ其管内各府縣  
の政令並に改革創設の事件に就てハ知事令

利害如何

第二諸種の兵隊軍紀を守り定規を遵奉す  
る程度如何

第三衛戍若くハ分屯に在る兵隊の舉動如  
何

第四諸兵隊其地の住民と相關渉する情狀  
如何

第五諸兵隊操練の熟不熟如何

第六將官自己の論說並に改正の目的方略  
如何

第七軀員外の將校就職の方法如何

第四十八條 凡管下の屯營病院若くハ庖厨又  
其他の廨舎に於てハ司令將官時々巡廻し監  
視を加へ部下兵隊の爲めは便利にして妨碍  
なきやお察す可し

第四十九條 凡屯營病院等物品需要の項ハ該  
臺附属司契課に令し例規に照し其求めに應  
せしめ又屯營等脩繕諸工事ハ該臺交渉の砲  
兵方面より之を受け兵器武具并彈藥等の支  
給ハ交渉の砲兵方面内本廠若くハ支廠より  
之を取る事を得べしと雖も預め本省に牒告  
し陸軍卿許可の上にて事ふ從ふべし

第五十條 凡陸軍卿より平常鎮臺の將官へ移  
本條六月廿五日太政官御  
布告を以て改正

凡陸軍卿より平常鎮臺の將官へ移



より報知を受るの權を有し且世上の靜謐に關涉する事情にハ詳細開説を受るの權を有す

市井裁判所

第十九條 其司法所轄の府縣裁判所より亦改革創設の事件並に風憲事務の世上の靜謐

に關涉する項ハ詳細開説を受るの權を有す

邊衛

第二十條 凡軍管内邊衛の兵隊はる時一般の軍紀要塞の服役等其他世上の風紀に關涉する事

に就てハ鎮臺所轄の兵隊ハ其助成を受るの權を有す

第二十一條 凡東京を除くの外邊衛の諸兵隊

軍管内に屯駐する時操練の便宜の爲に鎮臺の諸兵隊と合して合一の大操練を催さるるふとを得可し

第二十二條 其東京に在てハ或ハ陸軍卿の好みに由り或ハ邊衛都督軍管の司令將官との合議の後陸軍卿の許可を得て之を施行する事あるへし

第二十三條 凡邊衛の兵隊ハ其長官の前在すしてハ觀兵の式に於て整列行進せざるを正例とす然れども邊衛の一兵隊東京の外地方の衛戍に到る事有て師管若くハ營所ある首邑を過る時其隊長師管若くハ營所の司令官

踏する條款ハ左の如し  
第一人員の轉任休暇不在差役等下令の事  
右將校に係る下令ハ鎮臺の將官に下し隊中  
下士兵卒に係る令ハ直ちに該隊の司令官  
に下す  
第二兵隊動靜の下令並に諭旨  
右諭旨内に目的期限等を巨細に述べ兼て  
路程規則を附す  
第三兵隊の編制並に就役の下令  
右も諭旨を附して詳備を悉す可し  
第四屯營の改正修復の諭旨  
諭旨内施行の方法を述べ且算計書を附す

踏する條款ハ左の如し

第一人員の轉任休暇不在差役等下令の事

右將校に係る下令ハ鎮臺の將官に下し隊中

下士兵卒に係る令ハ直ちに該隊の司令官

に下す

第二兵隊動靜の下令並に諭旨

右諭旨内に目的期限等を巨細に述べ兼て

路程規則を附す

第三兵隊の編制並に就役の下令

右も諭旨を附して詳備を悉す可し

第四屯營の改正修復の諭旨

諭旨内施行の方法を述べ且算計書を附す

ベ

第五入兵後備軍調馬隊軍法學校會計等の事務に就て下令並に諭旨

第五十一條 凡鎮臺の將官新に拜命する時

若くハ拜命の後初て鎮臺へ赴く時ハ左の禮

款を受るの特准を得但し他の時に於てハ陸

軍卿の特命に非きハ行ふを得ず

第一祝砲

第二護衛騎兵一大隊に騎兵を置る鎮臺

に鎮臺の在る府縣郭外より十町の地まで

旗章音樂を具へ隊長之を率ひて迎送す

第三要塞司令官出迎 其地の郭



より官位下等なき師管及び營所司令官觀兵の式を以て行進せしむるの權を有す

第二十四條 凡近衛の兵隊東京の外他の管下ニ屯駐し祭儀慶典の事有て一般の觀兵を催す時ハ近衛の兵隊も召集し應す可し此時ハ近衛の將校も鎮臺の將校も其官位の高下と在任の新舊とを照し第二等し當る者をして諸隊の司令官たりしむ可し

第二十五條 凡諸隊將校下士兵卒進級の事の爲し檢閱使各軍管内を巡回する時ハ尉官拔擢名簿ハ司令將官より下士以下の拔擢名簿ハ聯隊長獨立大隊ハ大隊長より直し檢閱使し呈すべ

第二十六條 檢閱使其拔擢名簿を受け檢閱終るの後自己の所見し従ひ商評を加へ而して後期日を刻し各兵檢閱使司令將官と會合し拔擢名簿稿本を撰し正副二本を作り其一ハ鎮臺し止め其一ハ陸軍卿し呈す本條ハ六年二月廿五日

第二十七條 同上御布告を以て刑去す

第二十八條 凡毎年歳終し陸軍卿の命し因て近衛司令長官並し軍管の司令將官北海道司令將官を東京省内し會合せしめ將校進級總表を撰定せしめ以て次年拔擢進級の序を定

本條ハ六年二月廿五日太政官御布告第三十三号以て改正

第四臺下兵隊拜迎臺下諸兵隊ハ經過の途次ニ於て戰隊し列し捧銃の儀をし衛兵哨兵守兵共し銃を持し旗章ハ祝禮を表しあるすを吹く可し

第五軍隊拜候皆正服して參臺すべし

第六鎮臺を置く府縣の知事令參事ハ到着の日より三日内互し存問すべし但官先者より

第七其鎮臺して管轄する府縣の知事令參事ハ三十日内互し移文して存問すべし但同上

第八地方裁判所の長ハ互し僚屬を遣り存問すべし但同上

第五十二條 凡鎮臺の司令將官初て臺下諸兵隊の閱兵若くハ管内を巡行し管下兵隊の閱兵を行ふ時ハ

天皇の命を奉り其諸兵隊し酒を賜ふ事を得べし

第五十三條 凡鎮臺下並し管内營所諸隊ノ司令官ハ定例の期毎し部下兵隊の景况疾病康

服役勤惰軍紀賞罰操練の事し就て所轄の司令將官し之を通報し又隊中庶務し就てハ其時々報告して命令を受くべし

第五十四條 其部下兵隊の便宜兵卒の生計等事或ハ一隊し渉るも或ハ一人の身上し係るも總て經理會計の事し就て申告せる愁訴該

本條ハ六年二月廿五日太政官御布告第三十三号以て改正



以上四條現今未行同上 刑去

第二十九條 凡管内兵革の警備りと雖も事他邦と相関渉する者ハ

天皇興戰の權に係るを以て諷り一卒を動かすを許さず但一火急應ぜざるを得ざる時ハ守戰の形を取り之か爲め十分據証を有すべし

第三十條 凡管内草賊の警備り事火急に起り兵力を要し各府縣の知事令鎮臺に移牒して出兵を請ふ時ハ之に應じ時宜を權り衆寡を量り兵を出す事を許す

第三十一條 凡上條の時ニ當り事緩にして時間あれば府縣より兩牒を移し同時ニ省並ニ臺に報し臺又速ニ省に報して卿の區處を受くるを正例とす鎮臺の將官擅ニ兵を出すを許さず

第三十二條 凡草賊の警備り其事情測り難き事ある時ハ鎮臺の將官其地方の知事令と相議し參謀部の將校を遣し或ハ其地方の營所若くハ要塞の司令官に命じて情状を探偵せしめ其原由並に目下の形勢人數の多寡等を知悉して逐一に開具し要する所の兵數取る可き所の策畧を書し密封を以て次を逐ひ卿に申報す可し

隊司令官查確して其實を得ハ鎮臺の將官に申告して所屬司契課に移して處置を請ふを得べし但し士官下士兵卒とも所屬外に於て生計等の事を申告すると軍秩を紊るとを許さず本條六年二月廿五日太政官 御布告第三十三号を以て改正

第五十五條 凡管内營所の兵隊も總て臺下の兵隊に異る事なし唯地方の騷擾事非常に涉る者便宜を量定して鎮臺本省と地方を異にする時ハ兩告の例に從ふべし

第五十六條 凡各鎮臺の間一管内に非常の事變ある時ハ本省に報告するの外互に通報逸聞を可し但仙臺鎮臺ハ獨り東邊に在て他の鎮臺と其間本省あるを以て此例に在りす



○陸軍敬禮式

○明治六年七月十三日陸軍省御達  
第千六百十三号

陸軍敬禮の大畧歩兵内務書中ノ揭示ナド雖も従前履行の禮節猶右書中ノ脱漏不々以て實踐の除區々相成不規則ニ付今般彼此取纏別冊之通相定候間一般施行可致事

○陸軍敬禮式

第一條 凡そ軍人ハ何きの場ニ於ても已より上位の者ニ對シ必敬禮を行ひ上位の者ハ之ニ答禮すべし

第二條 兵種ノ別なく兵隊ハ總て陸海兩軍ノ諸將校及ヒ和親諸國ノ海陸軍將校等ニ對シ必敬禮を行ふ

第三條 敬禮ハ日出より日没までの間ニ非ざ

きハ之を行ふ事あり

第四條 敬禮の爲め兵隊を要するときハ首トシテ歩兵隊を用ふ

第五條 敬禮ハ正服もしくハ定制ある略服を著せし人ニ非ざきハ之を行ふ事なり

第六條 將校の敬禮ハ帽の紐を頤ニ掛るときハ右手を舉げて帽ニ及不す若し紐なき時ハ帽を脱す

第七條 下士官及ヒ兵卒ハ帽の前庇の右側ニ右手を當て掌を外面ニ向け肘を舉げて肩ニ齊しく敬すへき人ニ注目す

椅子ニ掛りたる下士官及兵卒の將校ニ敬禮

□

總て 皇族三職諸省使 長官へ前ニ著す所の敬禮ハ其公事ニ依テ鎮臺或營所有る地方發着の節又東京ニ在テハ其時時太政官より賜ハる盛儀譬ハ遣外國大使陛辭の時等のニ適用す

第十六條 大將或ハ大將の職務を奉する中將ニハ陸軍卿と同等の敬禮を行ふ

儀仗兵ハ兵卒五十人トシテ大將之を指揮し番兵二人トす

第十七條 中將兵隊の前ニ來る時ハ兵隊戰隊列を成し銃を肩ニ執り喇叭ハ「ルラペール」を奏し軍旗亦禮式を行ひ上長官のハ劔を以テ敬禮す

儀仗兵ハ兵卒五十人トシテ大尉之を指揮し番兵二人トす

第十八條 少將兵隊の前ニ來る時ハ兵卒銃を肩ニ執り喇叭ハ用意を爲すのニシテ上長官及軍旗ハ禮式を行ハす



する時ハ椅子を離き立て其人ハ向び禮を行

ふ

總て下士官兵卒の將校ハ對話する時ハ軍人の姿勢を正すべし若し兵卒畧帽を冠る時ハ之を脱き將校より著帽を許すまでハ帽を手ハ持つべし

第八條 將校若し手ハ刀劔を持つ時ハ左の法を以て禮を行ふ其式三節あり

第一節 敬禮を受くへき者已より六歩前

来る時ハ刀劔の銳尖を上し之を直線し刃面を右眼の前ハ構へ鐔を舉げて肩ハ及不し肘を身體ハ接著す

第二節 右腕を伸し刀劔を下け劔を握りたる指の爪を上し向け其手を右股の脇ハ著

け禮を受くへき人の已より六歩先き過き去るまで此姿勢を存す

第三節 再び刀劔を舉げ刃面を右肩ハ當て

銃を肩ハ執るの姿勢を必ず

第九條 書翰使たる下士官兵卒ハ士官ハ書翰

を呈するハ必ず左手を以てし而して二三歩引退き返簡或ハ請取書を待つべし若し將官或ハ上長官ハ書翰を呈する時ハ銃を捧げ敬禮し之を左手ハ保持し右手ハ書翰を呈す若し命令使たる時ハ大凡二歩隔たりて禮

を指揮し番兵一人とす

總て將官ハ始て鎮臺ハ到る時交代出發の時及少將ハ旅團の司令官とありて始て鎮臺ハ到るときハ其著到と出發の節の儀仗兵ありて常ハ番兵ハ用ふへき適宜の兵員を置き下士官之を指揮す將官檢閲を行ふ時ハ其隊の司令官直ちハ將官の前ハ進み劔を以て敬禮し側ハ侍りて命令を受くへし而して其時間ハ隊列の方を避け將官の見通しを妨げざる要す

第十九條 鎮を執りたる兵隊途上ハ行逢ふときハ其行進を止めし兩隊の兵卒皆銃を肩

ハ執り喇叭ハホルスと奏し兩隊の隊長俱ハ劔を以て敬禮し軍旗亦禮式を行ハし之を

行ふハ躊躇すへかり途上の行換ハ各隊己の右方ハ寄りて行進す障碍ある場所ハ於てハ騎兵を先進せしめ次ハ歩兵を行進せしむ

第二十條 兵隊哨兵の前を行進する時ハ第十

九條ハ著す所の法を以て禮を行ふ哨兵ハ第二

十條ハ著ハすこととき法を以て答禮を必ず

第二十一條 分列式を行ふハ 天皇及左ハ著

す所の諸官ハ限る 第一 天皇及 太上天皇太皇太后皇 后皇太子



節を行ひ發て冗長の繰言を省き明亮之を  
陳述一其返答を待つへ一其他の動作ハ上文  
ニ同ト

總て命令使或ハ書翰使を勤むる下士官兵卒  
ハ士官の近傍を過る時ハ歩を止めず直ニ銃  
を右肩ニ執り敬禮を行ふ

第十條 番兵ハ已の位置ニ立ち正面を以て禮  
を受くへき者已より六歩前ニ来り一時位階  
ニ應ニ銃を肩ニ執り或ハ銃を捧げ已より六  
歩過き去るまで此姿勢を存す

番兵ハ 天皇及 太上天皇太皇太后皇太后  
皇后 皇太子皇族將官上長官並ニ同等諸官

一對ニ銃を捧げて敬禮を行ふ  
士官及同等の諸官ニ對してハ銃を肩ニ執る  
略服を著せ一諸將校若くハ下士官の通行す  
る時ハ不動の姿勢を以て正しく銃を腕ニ執  
り或ハ銃を足傍ニ執る

第十一條 天皇及太上天皇太皇太后皇太后皇  
后皇太子皇族大臣參議諸省使の長官將官ニ  
行ふ所の敬禮ハ第十二條より第十八條迄ニ  
詳あり

第十二條 天皇兵營ある地ニ 行幸ある時ハ  
談地ニ在る所の各種兵隊皆武器を執る歩兵  
隊ハ 行幸の街上ニ於て左右ニ分き堵列す

第二 陸軍卿及大將中將少將  
第三 隊の長たる上長官或要塞の司令官

天皇及 太上天皇太皇太后皇太后皇太  
子皇族の前ニ於て分列式を行ふ時ハ其隊の  
司令官及上長官諸級の士官皆劔を以て敬禮  
一軍旗亦禮式を行ふ

陸軍卿及大將中將の前ニ於て之を行ふ時ハ  
其隊の司令官及上長官の劔を以て敬禮一  
軍旗亦禮式を行ふ  
少將以下隊長の上長官並ニ要塞司令官ニ之  
を行ふ時ハ其隊の司令官劔を以て敬禮一上  
長官及軍旗ハ禮式を行ハす

會計部及軍醫部士官馬醫其餘同等の諸官ハ  
分列をなさず檢閲の時間右諸官ハ隊面中央  
ニ向て姿勢を正すへ一分列の時間ニ於てハ  
當日出張せ一隊外諸將校と俱ニ分列式を受  
る將官の後方三步の地ニ一兵隊行進の方  
を避け右或左ニ位す

第二十二條 天皇及 太上天皇太皇太后皇太  
后皇后皇太子の祝砲ハ陣所又ハ諸地ニ  
著御及 發御の時百零一發

皇族ハ二十一發  
陸軍卿海軍卿ハ十九發  
三職諸省使の長官ハ十五發



兵卒ハ劔を装一銃を捧け喇叭ハ「あふーあむ」を奏し將校ハ劔を以て敬禮一軍旗も亦禮式を行ふ

天覽及 行幸の途上ニ在る諸隊ニ於て屯上文の同法を以て敬禮を行ふ

兵隊行進中若し 行幸ニ出遭るときハ直ちニ其歩を止め戰隊列をもちて敬禮を行ふ

行在所の儀仗兵ハ一大隊或ハ半大ニとモ少佐若くハ故參の大尉之を指揮す

天皇其地 發御ニ於ても尚 著御と同法を以て嚴謹ニ敬禮を行ふ

天皇布陣の地ニ 行幸ある時ハ兵隊ハその

前面線ニ於て戰隊列をもち上ニ著ハす所の法を以て敬禮を行ふ

天皇の儀仗兵ハ 著御前二十四時間 發御後二十四時間ハ 天皇の外禮式を行ハ

但番兵ハ此例ニありず 近衛又ハ各地方行在所の守衛兵ニ於てハ諸

官員ニ對して唯番兵のニ敬禮を行ハ哨兵ハ

天皇ニ非さきバ敬禮を行ふ事あり

第十三條 大上天皇太皇太后皇太后皇后皇太子の行啓ハ 天皇と同法を以て敬禮を行ふ 尤 天皇同行の時ハ 天皇の外別ニ禮を行

大將或大將の職務を奉する中將ハ十一發 中將ハ其管内五發

第二十三條 哨兵ニ於て敬禮をなすハ皆門外ニ出て左の順次を以て禮を行ふ

兵卒九人以下ハ一列ニして十人より以上ハ二列とす

哨兵の長官士官なる時ハ劔を執て隊列中央前ニ二歩進み自餘の士官ハ押伍列ニありて

第一軍曹ハ右ニ列し第二軍曹ハ左ニ列し其餘の軍曹及ひ伍長ハ皆押伍列ニ立つ

哨兵の長官下士官なる時ハ隊列の右ニ在り第一伍長ハ左ニあり第二伍長ハ押伍列ニ立つ

喇叭ハ第一列右頭より二歩右ニあるへし

天皇及 太上天皇太皇太后皇太后皇后皇太子哨兵の前ニ 行幸ある時ハ哨兵銃を執て

戰隊列をなす 天皇隊列より二十歩前ニ 進御ある時ハ哨

兵皆銃を捧げ喇叭ハ「マルス」を奏し士官ハ六歩前ニ 進御の時劔を以て敬禮一隊より二

十歩先ニ 進御ある時銃を肩ニ執り哨兵所の内ニ入る

皇族及三職諸省使の長官ハ同法の敬禮をなすも 雖も唯兵卒銃を肩ニ執るのみ

大將中將ハ兵卒銃を肩ニ執り喇叭ハ「ラ











○文官大禮服着用の節敬禮式

○明治八年二月九日太政官御達

第十八号

文官大禮服着用の節敬禮式左の通被定候條遵行可致此旨相達候事

文官大禮服着用の節敬禮式

○判任官の通常禮服を以て大禮服

換用の節も亦本件による

○最敬禮

即ち從前の罄折よりて

天皇に對し及び祭祠參拜の節此式を行ふ

帽を脱し左腕に挿し腰を屈め右手を膝に當て

て拜す即ち第一圖の如し若し宮中等よりて帽を

着る時ハ兩手を膝上に當つる第二圖の如し

其祭服着用祭祀奉祀等の者ハ總て此限よりはず

○敬禮

臣民相互に接遇し此式を行ふ公門内は於

てハ知ると知りざるを論せず之を行ひ

公門外は於てハ相知らざる者ハ之を行ふ

し及ハす

第三圖式の如く帽を脱して少く領す其宮中等

よりて帽を着せしる時ハ僅かに其頭を領するの

○

右の外大舎人の分番中ハ着帽たるべく

天皇通御の外礼式を行ふ事なり但

天皇通御の節最敬禮を行ひ三職送迎の者及

此旨相達候事

ひ雜役奉務中ハ敬禮を行ふ一般の式は同し

○諸門の番兵並に儀仗兵等文官に對し禮式を

行ふ時ハ文官より敬禮を以て之に答ふへ

但已より先づ禮を行ふへかりす其車駕は

扈從し又ハ公事整列の節ハ答禮し及ハす

○朝拜其他諸儀式等よりて列立を要すへき時ハ

第四圖式の如く整立し地上に於てハ着帽の

儘たるへ但此際脱帽行禮するハ一般の禮

式によるへ

非職有位の者ハ禮式總て本ては同一

第一圖





第二圖



第三圖



第四圖



規第十七ノ六

賞牌規則

明治八年四月十日太政官御布告

第五十四号

今般賞牌別冊ノ通被定候條此旨布告候事

別冊

勅書

朕惟心は凡そ國家に功を立て績を顯さる者宜く之を褒賞し以て之を酬  
ゆべし仍て勲等賞牌の典を定め人々をして寵異表彰せし所あるを知  
らしめんとす汝有司其斯旨を體せよ

明治八年二月

勲等賞牌

勲等ハ勲績及功勞ある者を賞せしむる爲め設くる所の階級にして位  
階と異なる故に各種の賞牌を佩用せしむ  
勲等を分つて八級とす

勲七等

右に叙せしむる者ハ七等賞牌を賜ふ

勲八等

右に叙せしむる者ハ八等賞牌を賜ふ

從軍牌ハ將卒の別なく軍功の有無を論せし凱旋の後從軍せし微  
之を賜ふ  
一賞牌及從軍牌ハ佩用本人に止り子孫之を用ゆる事を得ず

賞牌

佩用式

從軍牌

佩用式



勲一等

右に叙せし者ハ一等賞牌を賜ふ

勲二等

右に叙せし者ハ二等賞牌を賜ふ

勲三等

右に叙せし者ハ三等賞牌を賜ふ

勲四等

右に叙せし者ハ四等賞牌を賜ふ

勲五等

右に叙せし者ハ五等賞牌を賜ふ

勲六等

右に叙せし者ハ六等賞牌を賜ふ

一賞牌ハ勲一等ヲ限り必キ勲二等ノ牌ト共ニ兩箇ノ牌ヲ佩ベ一其他

二等以下ハ一箇ヲ佩ルヲ規則トシ譬ハ三等ノ 勲ニ叙ス者勲二等ヲ叙

スルニ當テ佩ル所ノ三等牌ヲ止め二等牌のみ佩ル可ク如ク

一賞牌ハ禮服ノとき佩ベ一平服ニハ佩ルベラズ平服ニハ累綬ヲ左

襟見返ノ釦穴ニ掛け其表トシ

一 一等賞牌ハ幅廣キ綬ヲ以テ右肩より左脇へ斜ニ佩ル

一 二等賞牌ハ右肋ノ邊へ綬ヲ不用針ニテ挟ミ佩ル

一 三等賞牌ハ綬ヲ領ニ纏ヒ喉下ニ佩ル

一 四等以下ノ賞牌及從軍牌左肋ノ邊へ左ニ列ニ佩ル

勲一等

勲二等

勲三等

勲四等

勲五等

牌	金日章徑二寸五分	日赤佛鉢紋 光線白佛鉢紋	金銀日章徑一寸八分	日赤佛鉢紋 光線重佛鉢紋	金日章徑一寸五分	日赤佛鉢紋 光線白佛鉢紋	金銀日章徑一寸五分	日赤佛鉢紋 光線白佛鉢紋
鈕	金五七桐	花紫佛鉢紋 葉綠佛鉢紋	無鈕	無鈕	金五七桐	花紫佛鉢紋 葉綠佛鉢紋	金五三桐	花紫佛鉢紋 葉綠佛鉢紋
環	金圓形		無環佩針銀		金圓形		金圓形	
綬	幅四寸	紅白織	無綬		幅一寸	紅白織	幅一寸	紅白織

勲六等

勲七等

勲八等

銀日章徑一寸五分	日赤佛鉢紋 光線白佛鉢紋	銀五三桐章	花紫佛鉢紋 葉綠佛鉢紋	銀五三桐章	花紫佛鉢紋 葉綠佛鉢紋	銀五三桐章	花紫佛鉢紋 葉綠佛鉢紋	花紫佛鉢紋 葉綠佛鉢紋
銀圓形		無鈕		無鈕		無鈕		花紫佛鉢紋 葉綠佛鉢紋
銀圓形								花紫佛鉢紋 葉綠佛鉢紋
幅一寸	紅白織	幅一寸	紅白織	幅一寸	紅白織	幅一寸	紅白織	紅白織

從軍牌

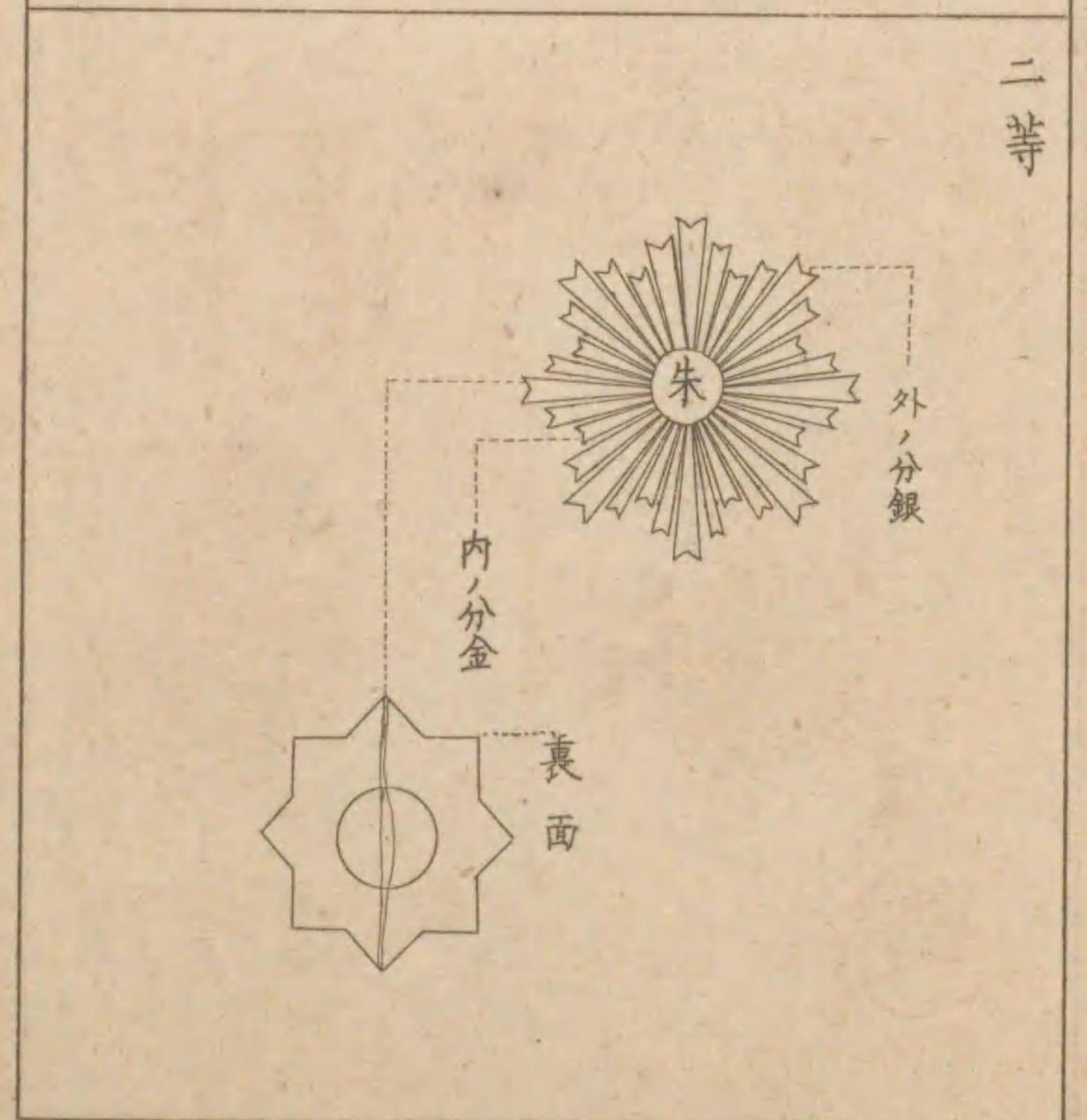
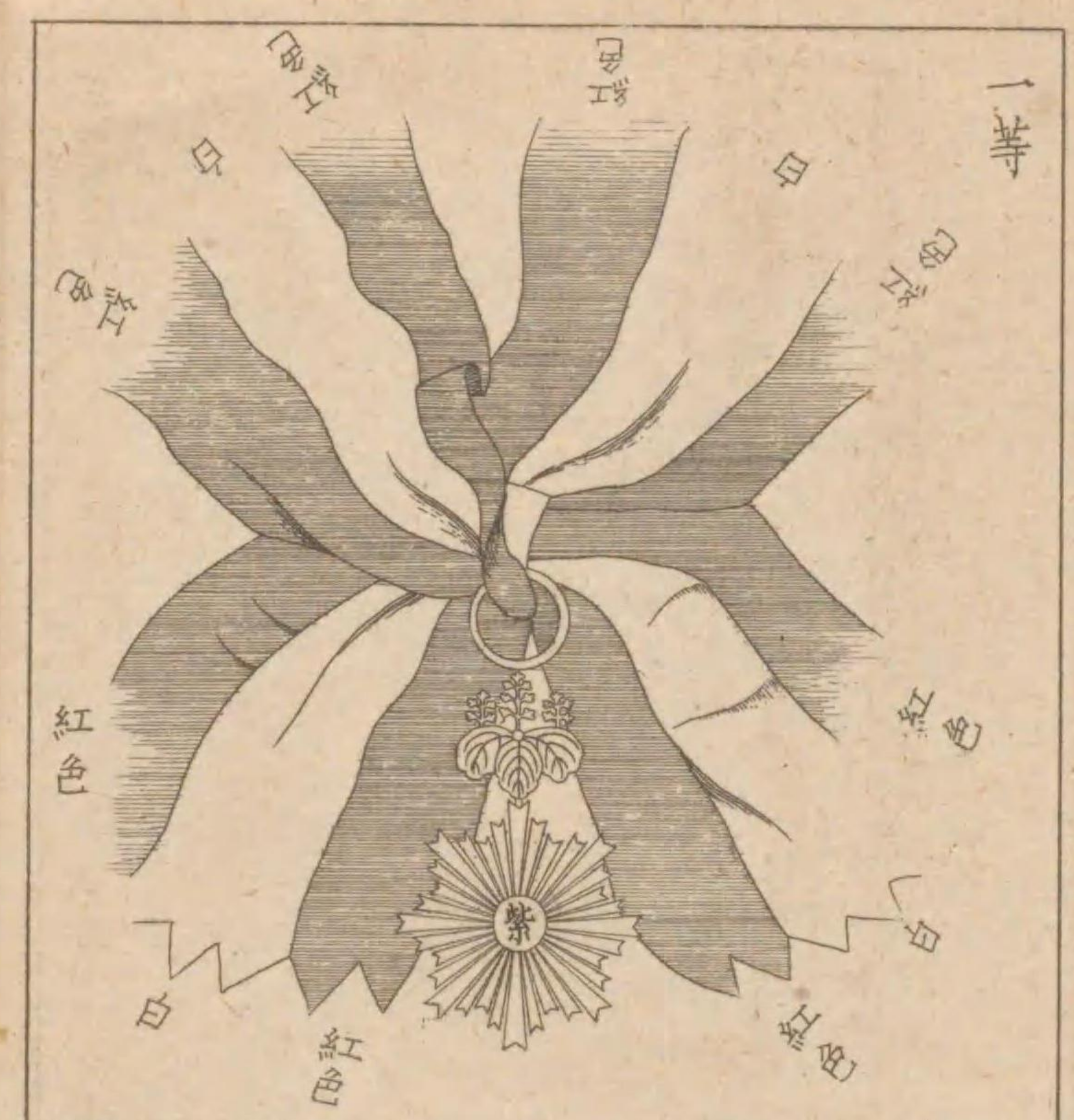
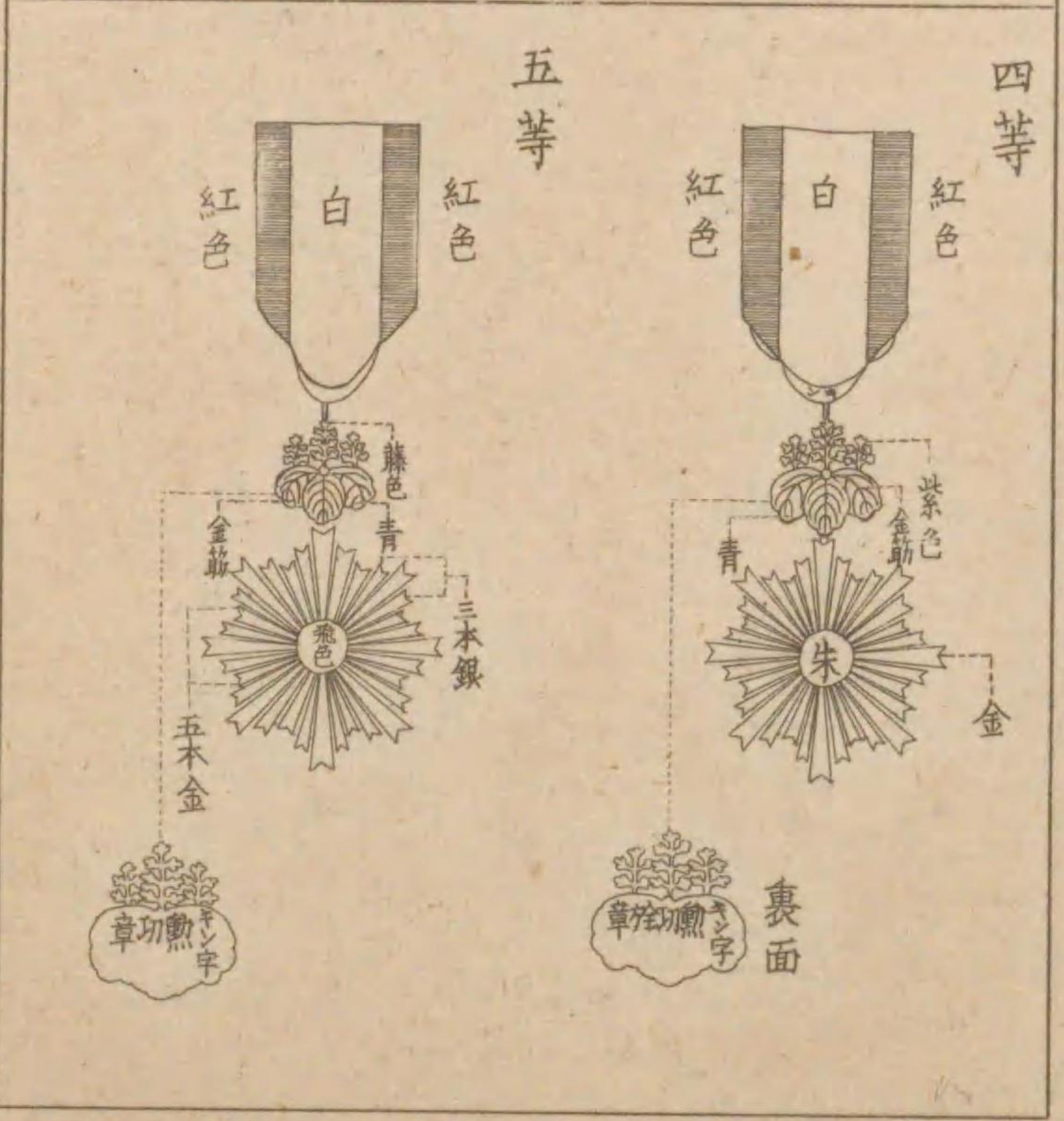
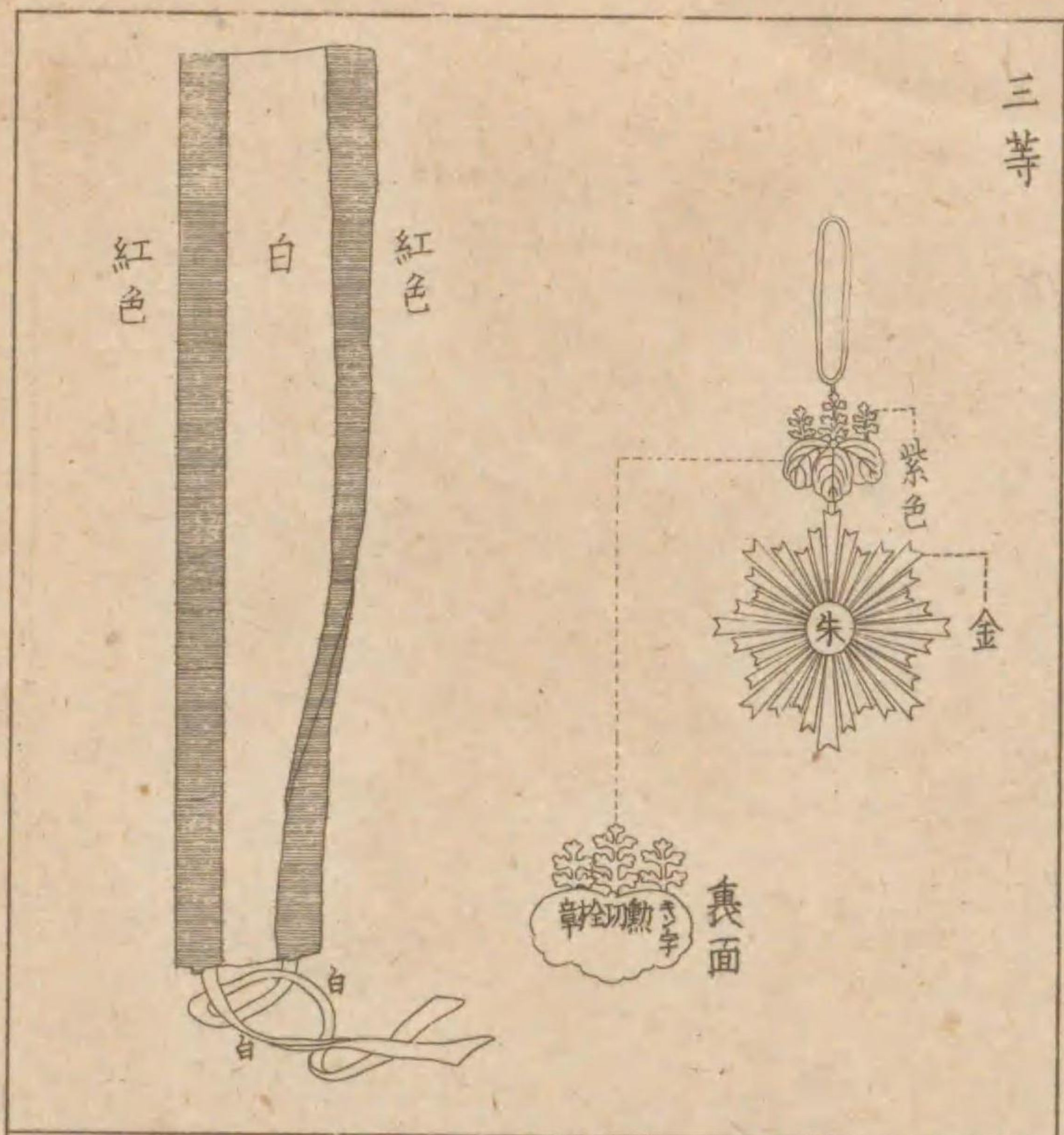
牌 銀相條紋圓章徑一寸

鈕 銀

綬 幅一寸

綠白織







規十八ノ一

官省規則全書

第十八篇 徵兵令並改正附録

○徵兵令並改正附録

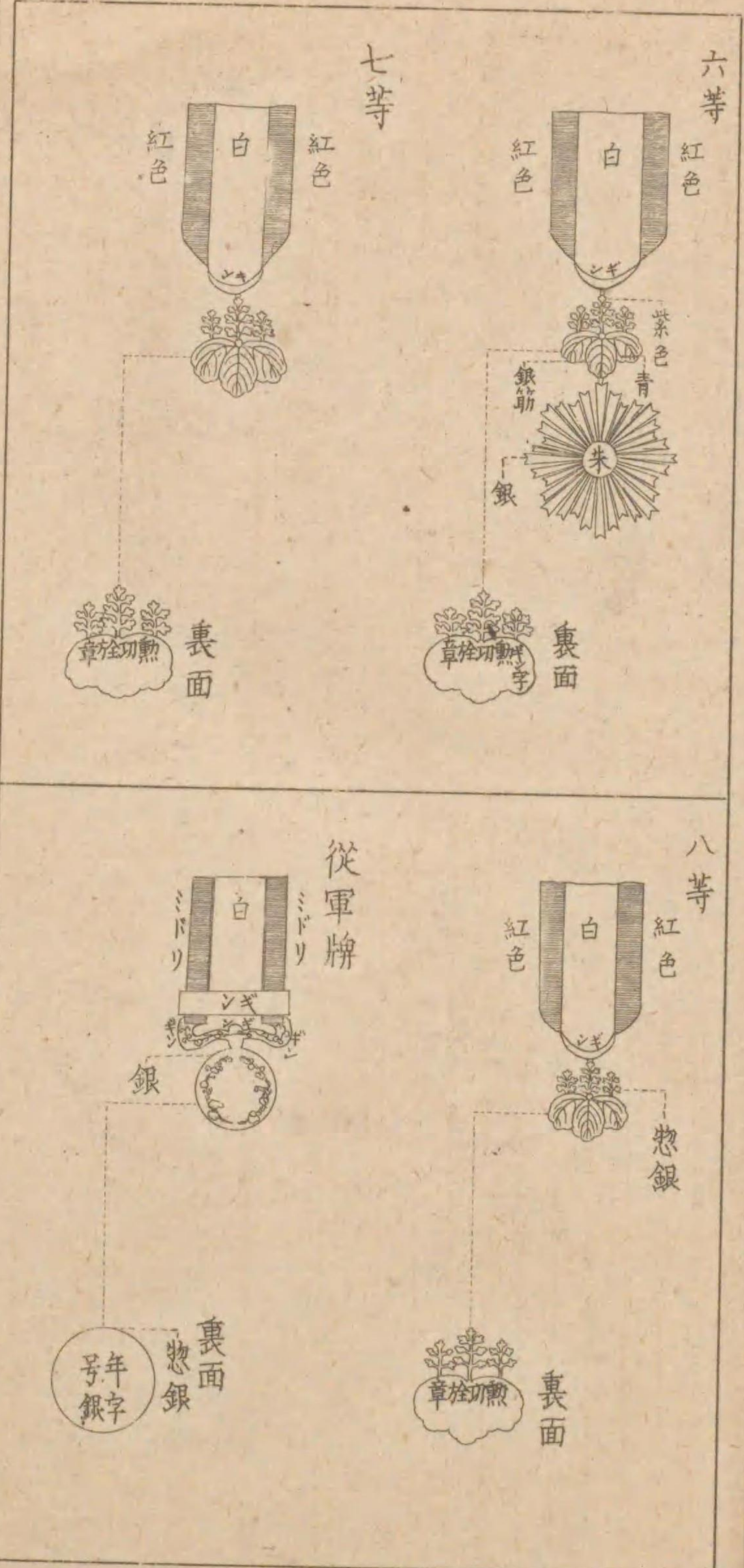
詔書寫

朕惟る小古昔郡縣の制全國の丁壯を募り軍團を設け以て國家を保護す固より兵農の分な一  
 中世以降兵權武門不帰一兵農始て分を遂不封  
 建の治を成す戊辰の一新ハ實小十有餘年來の  
 一大変革なり此際小當り海陸兵制も亦時小從  
 ひ宜を制せさるべからず今本邦古昔の制小基

別徴	痘	眉	髪	頤	口	鼻	眼	額	顔
天然種	天然種	濃淡疎密長短細	濃淡疎密茶褐卷縮等字	長短大田張等字	大小上下唇厚落露齒等字	大小上下唇厚落露齒等字	大小上下唇厚落露齒等字	大小上下唇厚落露齒等字	大小上下唇厚落露齒等字

兵卒明細連名籍  
陸軍省

長尾景弼編纂





き海外各國の式を斟酌し全國募兵の法を設け  
國家保護の基を立んと欲す汝百官有司厚く朕  
か意を體し普く之を全國に告諭せよ

明治五年十一月廿八日

徵兵告諭

我朝上古の制海内舉て兵ならざるハナリ有  
事の日天子之か元帥となり丁壯兵役不堪ゆる  
者を募り以て不服を征す役を辭き家不歸まハ  
農より工より又商賈より固より後世の雙刀を  
帯び武士と称し抗顔坐食し甚しきに至てハ人  
を殺し官其罪を問ハざる者の如き不非す抑  
神武天皇珍茂を以て葛城の國造となせしより

爾後軍團を設け衛士防人の制を定め神龜天平  
の際不至り六府二鎮の設け始て備る保元平治  
以後朝綱頹弛兵權終不武門の手不墜ち國ハ封  
建の勢を為し人ハ兵農の別を為す降て後世不  
不至り名分全く泯没し其弊勝て言ふ可からず  
然る不太政維新列藩版圖を奉還し辛未の歳不  
及び遠く郡縣の古不復す世襲坐食の士ハ其祿  
を減し刀劍を脱するを許し四民漸く自由の權  
を得せしめんとす是せ上下を平均し人權を齊  
一不する道不して則ち兵農を合一不する基な  
り是不於て士ハ従前の士不非す民ハ従前の民  
不あらず均しく皇國一般の民不して國不報

第十七條 本年徵兵出席の名簿より代人料上

納名簿免役名簿其他種々の願書及び届書  
區長戸長の取調證書總て徵兵不關する書  
類ハ一切人別明細連名籍と共不陸軍省へ  
差出すべし

第六章 徵兵雜則并扱方

第一條 常備籤を抽きたる徵兵ハ四月廿日  
り五月一日迄不入營致すべし其營所迄ハ  
府縣毎不區括り不して戸長副戸長の内旨  
連せ出べし最營所不てハ籤の番号を目的  
不入營なき者ハ銘  
ヲ勝手不入營致すべし夫迄の入費ハ總て

府縣不於て辨すべし若し事故あり入營遅  
緩不及ぶときハ其事故を生ずる所より辨  
すべし

但書中區括りと称する者ハ區の大小人  
口の疎密不由り二區或ハ三四區括り總  
て府縣の便利不從ふ

第二條 籤の番号ハ服役中の目的とるべきを  
以て各個丁寧不所持致すべし

第三條 病氣或ハ事故出來期限通り入營相成  
り難き者ハ其段詳細不書認め區長及び其  
病氣事故不係りたる者の証印を以て至急  
不其鎮臺へ届出べし



するの道も固より其別なかるべし凡そ天地の間一物として税あらざるハを以て國用不充つ然らば則ち人よるもの固より心力を尽し國不報せざるべからず西人之稱して血税と云ふ其生血を以て國不報するの謂なり且つ國家不災害あまハ人々其災害の一分を受けざるを得ず是故小人々心力を尽し國家の災害を防ぐハ則ち自己の災害を防ぐの基とるを知るべし苟も國あまば則ち兵備あり兵備あまハ則ち人々其役不就かざるを得ず是も由て之を觀きハ民兵の法とる固より天然の理にして偶然作意の法不非す然りて其制の如きハ今古を斟酌し

時と宜を制せざるべからず西洋諸國數百年來研究實踐以て兵制を定む故を以て其法極めて精密なり然まとも政體地理の異なる悉く之を用ふ可からず故今其長する所を取り古昔の軍制を補ひ海陸二軍を備へ全國四民男兒二十歳不至る者ハ尽く兵籍不編入し以て緩急の用不備ふへし郷長里正厚く此御趣意を奉し徵兵令不依り民庶を説諭し國家保護の大本を知らしむべきもの也

○明治六年一月十日

陸軍省

徵兵令

諸省  
府縣へ

第四條 常備軍服役在營中其身元轉居するときは其隊の軍曹へ届出べし帰休中の者ハ第九條第一後備服役中轉居の届同断とるべし最其隊の軍曹へ同様届出べし  
第五條 常備軍服役中帰休郷里不在て死没する者ハ其親或ハ兄叔伯不ても育みし者より當人營所の士官及び其鎮臺へ届出べし  
第六條 常備軍在營中病氣の者ハ軍醫の診断を以て病院不入り治療せしめ其上ふて兵役不堪へ難き者ハ兵籍を除すべし最歸縣迄の旅費ハ定則不照準し賜るべし  
第七條 父母の重病或ハ非常の事故出来一時

止むを得ざる帰省を願ふ者ハ其親或ハ親族の者より府縣廳の真書證印を以て所管の鎮臺へ願出るふ於てハ詮議を遂げ許可すべし最滞郷日數ハ往來を除くの外二週間より長かるべからず  
但旅費ハ往來共自弁とるべし

願書案文

何府縣何郡所住居何族或職業

何 某

右私親族何年より御臺常備軍入營罷在候処父或ハ母何某病氣大切云々不付或ハ何々の事故出来不付何卒御規則之日數御暇被仰付度奉



諸言

兵を徴するの方法ハ國家大典忽ふすべからざる者にして又之を實踐不行ふの難き固より言を俟たず其法たる古今其制を異し各國其趣を同ふせずと雖も要する一民兵不因らざる者なり所謂民兵二種あり曰壯兵曰賦兵是なり賦兵なる者ハ全國の丁壯をして兵役を帯ハドめ陸軍の兵員を充し其内沿海の住民舟楫波濤不慣せし者を以て海軍の兵員充つ而して壯兵ハ自ら兵役を望み出づ者にして服役數年を帯ひ普く武技不熟練一團精兵となり願る其便益を得る然も後日不至り或ハ弊害を

規十八二

生ずる無き能はず是故壯兵の法を廢し賦兵一般の制度を建んと欲す竊も各國賦兵の制を考ふるハ大率服役八年乃至二十年を以て程度とす今 國朝實不始て賦兵の大典を起さんとするハ方り兵役の久しき恐らくハ人民生活の業を妨害し且つ當今の國力不於ても關係無しと謂ふへからず爰不於て斟酌其宜を採り折衷其要を抜き現今實際不行ふの法を定め題して徴兵令と云

徴兵編成并概則

徴兵ハ國民の年甫めて二十歳不至る者を徴し以て海陸兩軍充つしむる者なり今爰不陸軍

願上候以上

年号月日

何鎮臺

御中

前書の通相違無御坐候以上

同日

何府縣印

第八條 第一後備軍の復習期限ハ年々十日以前不其鎮臺より布達し旅費等ハ陸軍兵卒旅費定則不照準し里程不應し相渡すべし若し病氣或ハ事故出來の者ハ第三條の通り届出べし

第九條 第一後備軍服役中轉居するべきの受け

送り双方共戸長の姓名與書証印を以て其鎮臺へ届出べし

但其管内を出入るを禁す

届書案文

私儀此度何郡所へ轉居仕候間此段御届申上候以上

以上

年号月日 年号第一後備軍第何番

何府縣何郡所住何族或職業

何 某 印

何鎮臺

御中

前書の通相違無御坐候以上

同日

送り何郡所戸長

何 某 印

受何郡所戸長

何 某 印



を大別して三種となす其一常備軍其二後備軍  
其三國民軍是なり又其兵丁の身材小従ひ五  
の兵種小區別す曰砲兵曰騎兵曰歩兵曰工兵曰  
輜重兵而して各種の兵皆各管鎮臺の國郡より  
召集し若干年の役を帯りめ所管鎮臺小備へ以  
て地方の守衛小充つ

其一

常備軍ハ本年徴兵の抽籤せし者を以て編成し  
三ヶ年の役を帯りしむる者なり

第一条 在宮中定額の日給を與へ其他服  
類共官費さるへし

第二条 強壯しして技藝小熟し行状正し

き者ハ拔擢して逆衛兵小充つ

但逆衛兵規則別小記す

第三条 士官の望ある者ハ願小從て檢査

の上管下教導隊小入し學業進歩  
の上ハ上下士官任ず

第四条 技藝小熟し才氣ある者ハ入撰を

以て其隊の下士官小任す

第五条 下士官小任せらまざる者ハ更小

七ヶ年以上の役を帯りしめ後備  
兵籍を除す最其人才小從て後備

軍の上下士官小任ず

第六条 兵卒ハ總て三ヶ年の服役を有す

第十條 後備軍服役中の者若し官省府縣より

登庸せんと欲するときは其官廳より其鎮  
臺へ掛合ふべし

第十一條 後備軍服役中死没ハ親或ハ兄叔伯

小ても育みし者より届出べし若し又後備  
軍服役中國禁を犯し或ハ脱走等の者ある

ときは其府縣廳より簡条書を以て陸軍省  
及び所管の鎮臺へ届出べし

第十二條 全國の男兒齡十七歳より國民軍籍

小入り外寇或ハ有事の時小當り隊伍小編  
入し管内守衛となるべきを以て前年十六  
歳の冬十一月十日迄小其親或ハ兄叔伯小

ても育みし者より戸長へ左式の通り届出

し最一家の主人とする者ハ自分より届出へ  
し戸長之を取調へ十一月廿日迄小所轄の

區へ差出し區長點檢の上十一月三十日を  
限り區括りしして府縣廳へ差出し翌年の

成丁簿小載せ置くべし

男兒十六歳小満じハ其年の冬十一月十日  
迄小各個戸長へ左式の書付を以て届出べ

き様府縣廳より郡々村々小至る迄洩さる様  
布達致し置くべし

私<sup>何男</sup>某儀明年十七歳小相成候間此段御届  
申上候以上



と雖も太平閑暇の時ハ服役ニケ  
 年以上小して技藝熟練する者ハ  
 僉議のニ帰休ノ許す

帰休證書并規則

年号	何府縣何郡所住居何族或ハ職業	
	常備第何番	親名何男或ハ叔伯名第幾又尾介
徵兵	入營第何番	何某
右入營以來操練ノ勉勵一其他勤方宜敷 候小付向ま何ヶ月の間休暇申付候最非 常の節ハ布令次第早々帰營可致事		
年号月日	第何軍管	何鎮 某

年号月日

戸長

何某殿

戸長ハ十一月廿日迄小右届出の姓名を一  
 纏小して左の通り區長へ届出べし  
 當何郡 何村 於て明年十七歳小相成候者別冊の  
 通り幾名御坐候此段御届申上候也

年号月日

何郡戸長

何 某 印

第何大區

御中

第一則

銃器服類属具共保存の手當をな  
 一姓名番号を記し一つ書小して  
 給養士官小引渡し置くべし

第二則

帰休中と雖も在營の心得を以て  
 他出するも其管内を出るを禁ず

第三則

帰休中萬一病氣ふて期限通り帰  
 營相成り難き者ハ醫師の証書及  
 び府縣の証印を以て届出へし若  
 又父母の重病并死没等止むを  
 得ざる事故出來の者ハ醫師の証  
 書并小其事故小係ハる親族及び  
 府縣の証印を以て願出る者ハ詮

何郡所住何族或職業

何 某 印

區長ハ十一月三十日迄小戸長よりの届書

を一纏小して左の通り府縣の戸籍掛りへ  
 届出べし

當区内小於て明年十七歳小相成候者別冊

の通り戸長より届出候間及進達候也

年号月日

何郡何大區長

何 某 印

何府縣戸籍掛

御中

第十三條

男児二十歳小至まハ兵役小就くべ  
 きを以て毎年十二月廿五日迄小府縣廳小  
 於て十九歳の者を調へ徵兵連名簿小載す  
 ること、是故小十九歳の者ハ其年の十一



議の上日數を定め之を許す

其二

後備軍ハ常備軍三ヶ年の役を勤め終り者  
以て編成一常小家居一産業を營まむ又之を  
別ちて二種となす曰第一後備軍曰第二後備軍  
是なり

第一後備軍ハ二ヶ年の役を帯りめ戦時不當り  
てハ直小召集一常備軍小加へ其員を充具せ  
む可きを以て一歳一度屯營小召集一其技を  
復習せしむる者なり

第一条 屯營中ハ定額の日給を與へ其他  
服類共官費さるへ

規十八ノ三

第二条

技藝小熟一才氣ある者ハ服役中  
同軍の下士官不任す

第三条

復習を終へ帰郷の節ハ銃番服類  
属具共保存の手當をな一姓名番  
号を記一一つ書小一て給養士官  
小引渡一置くへ

第四条

服役中他出するも管内を出るを  
禁ず若一止むを得ざる事故ある  
時ハ其鎮臺小願出免許を請ふへ  
一最後復習期限小妨碍すへからす

第二後備軍ハ第一後備軍二ヶ年の役を勤め終  
り一者を以て編成一尚二ヶ年の役を帯ハ一め

月十日迄小前條十七歳の届式の如く戸長  
へ届出て戸長十一月廿日迄小成丁簿を照  
一現人小引合せ其内免役小適する者ハ薦  
ど取調へ夫々ヶ条書相添へ區長へ差出  
區長ハ十一月三十日迄小區括り小一て証  
印一府縣廳へ差出すべ一府縣廳之を點檢  
一徵兵連名簿小載せ十二月廿五日迄小陸  
軍省へ差出すへ一最免役小適する者ハ區  
々より差出小一する免役簡條書を取札一免  
役連名簿を認め各箇簡條を詳細小書載せ  
徵兵連名簿と共小差出すべ一其中官員ハ  
其勤仕する官願の各又び等級學校ハ夫々其

修業する処の学校へ掛合ひ教官の証書及  
び科目免許書等取寄せ置き徵兵使巡行の  
日差出すへ一若一右証科目各等之なき  
者ハ正月中小呼返一置くべ一最洋行修業  
の者ハ此例小あらず

戸長届書案文

何郡 於て當年十九歳小相成り候者別冊  
何村 於て當年十九歳小相成り候者別冊  
の通り幾名其内免役御規則小當り候者幾  
名御座候小付夫々箇條書相添へ此段御届  
申上候以上

年号月日

何郡戸長

何 某 印

第何大區



全國大擧の時ハ當リ召集すへき兵とるを以て  
平時屯營召集を要せざる者なり

但服役中自己の管内を出る時ハ出入并ハ其  
往ハ先キ共詳細ハ其鎮臺へ届出へ最第一  
後備軍非常屯集の節ハ早々管内へ帰るべ  
總テ徵兵服役期限ハ滿る者と雖モ戰時ハ勿論  
非常の事故ある時ハ其期を延さざるを得ず

其三

國民軍ハ常備後備兩軍の外ハ全國の男兒十七  
歳より四十歳迄の者悉ク兵籍ハ載せ置き全國  
大擧の役あるハ方リ均ク隊伍ハ編入ハ以て  
管内の守衛ハ供する者なり

第一章 徵兵官員并職掌

第一條 徵兵使

陸軍中佐或ハ少佐の内一人之ハ任ハ府縣ハ  
出張ハ知事令參事ト議ハ徵兵の諸務を總管  
す

但時宜ハ由リテハ副使を遣ハ代理せ  
む

第二條 徵兵副使

陸軍大中少尉を以て之ハ任ズ人員ハ巡廻府  
縣の大小ハ應ハ正使を佐ハ議官及び一等軍  
醫副以下の醫官ト共ハ郡邑を巡行ハ徵兵規  
則内の事件を決議ハ抽籤等の事を掌る

御中

區長進達書案文

當區内ハ於テ當年十九歳ハ相成候者別冊  
之通り幾名其内免役御規則ハ當リ候者幾  
名夫々箇條昏差添へ戸長より届出候間  
取調へ候処相違無御坐候間及進達候也

年号月日

何郡第何大区長

何 某 印

何府縣戸籍掛

御中

第十四條 寄留する者の子弟及び厄介とる者

ハ現今寄留する府縣の兵籍ハ入るべ  
但本籍ハ帰り兵役を勤めんと欲する者

ハ十九歳十一月十日迄ハ此段を戸長ハ  
届戸長よりの送り書を以て本籍ハ帰る  
べ

第十五條 本年徵兵ハ當リ自己の便宜ハ由リ

代人料金二百七十圓上納願出る者ハ常備  
後備兩軍共之を免す

免役上納金ハ區長へ差出ハ府縣廳ハ  
纏め五月中ハ陸軍省へ相納むべ

第十六條 免役を願出る者ハ其親或ハ親族の

者より徵兵使巡行徵兵検査以前左の願書  
を認め戸長の眞書証印を以て區長へ差出  
べ



第三條 書記

陸軍中少録を以て之の任人員二人乃至三人  
とす徴兵使の諸記録を掌る

第四條 議長

府縣の知事令參事の内一人之の任ず徴兵の  
事の付審断判決の事を掌る

第五條 議官

典事属の内を以て之の任ず人員ハ徴兵副使  
の數の准ず徴兵副使と共に郡邑を巡行し職  
掌議長の亞ぐ

第六條 議員

戸長或ハ副戸長を以て之の任ず人員ハ大抵

其検査する所の區數の倍す最時宜の由て増  
減し公文を布達し民情を上伸する事を掌る

第七條 二等軍醫一人

徴兵使の役の兵丁の身材骨格兵役の適する  
中否を検査することを掌る

第八條 一等軍醫副より試補の至る

徴兵副使の役の郡邑を巡廻す職掌二等軍醫  
小同ト人員ハ徴兵副使の數の准ず

第九條 備醫

府縣の撰を以て之を命す人員ハ其検査する  
所の區數の准ず軍醫の役の地質の生ずる所  
の疾病を上告し兼て史生を助け検査の事件

其親或ハ親族の者願書并戸長與書案文

私何男 何某儀當年二十歳の相成服役可仕

苦親族の処家事差支り有之の二付代人料金二百

七十圓上納仕候間何卒常備後備兩軍共御

差除被下度奉願上候以上

年号月日

何府縣何郡何住何族或職業

何 某 印

陸軍徴兵署

御中

前書願出之通相違無御坐候以上

同日

何郡何戸長

何 某 印

區長進達書案文

當區内免役願出候者幾名戸長より與書証

印を以て別冊の通り差出候間精細吟味仕

候処毛頭不都合の筋無御坐候間及び進達

候也

年号月日

何郡何第何大區長

何 某 印

陸軍徴兵署

御中

第十七條 総て區長戸長の取扱ふべき事件未

ど區長戸長を差置せざる所柄ハ區長戸

長の相當する従前の並屋以上の者を以て

之の代ふべし

第十八條 徴兵の関する事件の付年齢及び父

母兄弟の有無又ハ虚病其他詐偽する者ハ



を記録す

第十條 史生

府縣の撰を以て之を命ず人員適宜小仕ずと雖も大抵議員の數小準一檢査抽籤中の件々を記録する事を掌る

第十一條

徵兵使并小議長二等軍醫ハ各府縣小滞在一徵兵小関する諸務を總裁す書記之小属す副使議官一等軍醫副以下備醫共組を立て各區小分行する者とす

第十二條

徵兵諸官ハ一歳の徵兵事務を竣じハ悉く職を解く者とす

第二章 徵兵使巡行并小檢査前事務

規十八ノ四

第一條

徵兵使巡行ハ二月十五日より始め第

一章中第一條第二條小揭示一する陸軍武官并小軍醫等一行となり府縣小出張一地方の諸官と合議一徵兵署を設け常備の定員を充とす一より後備軍の出入免役願出の者等総て徵兵小関する事務を裁判す其出務の時間ハ大抵本省小准すと雖も速小事務を竣るを要するを以て時刻を更易するハ時宜小由るべし

第二條

代人料上納兵役免除を願出者ハ第六章中の第十五條第十六條小揭示一する書面を以て篤と取札一開届の上連名簿中

官を欺罔するの罪若一又戸長或ハ區長取調べ証印の上ハ其証印をなせ一官吏ハ粗漏の罪尚又徵兵の欺妄を隱匿する者ハ其罪最重かるべし右孰とも新律綱領小照準一其罪を糾す可きなり

明治六年第一月 陸軍省

○改正徵兵令附録

六管鎮臺徵員并式

第一軍管東京鎮臺常備

- 歩兵 三聯隊
- 騎兵 二大隊
- 砲兵 四小隊

工兵

三小隊

輜重兵

一隊

海岸砲兵

三隊

人員七千四百四十人

内一々年徵員 二千三百八十人

六管鎮臺徵員并式

第一軍管東京鎮臺常備

- 歩兵 三聯隊
- 騎兵 一大隊
- 砲兵 二大隊
- 工兵 二小隊
- 輜重兵 一小隊



本人姓名の上小徴兵署免役の檢印を押すべ

第三條 府縣より陸軍省へ差出たる徴兵連

名簿を照し當府縣に於て當年徴兵幾人其内兵種相當の人員及び補充の員数を算定し又免役連名簿并ふヶ条書取札中不就

て學徒ハ學校の証書及び科目免許書等點檢の上紛なき者ハ姓名の上小徴兵署免役の檢印を押すべ

第四條 徴兵に採るべき者ハ皆軍人を以て處

置す故小免役規則に適する者を除の外如何なる苦情之きある共決して聞届くべか

らず最戸長より故障詳細書を以て申立てる者ハ此限小非す

第三章 常備兵免役規則

第一條 身の丈ヶ五尺一寸曲未滿者

第二條 羸弱小して宿疴及び不具等小て兵役小堪ざる者

第三條 官省府縣小奉職の者

但等外も此例小准す

第四條 海陸軍の生徒となり兵學寮小在る者

第五條 文部工部開拓其地の公塾小學びる

専門生徒及び洋行旅行の者并小醫術馬醫術を學ぶ者教導職試補の者

海岸砲兵 三 隊

人員 千九百人

内一ヶ年徴員 二千三百人

管下府縣

東京 神奈川 埼玉

足柄 静岡 山梨

熊谷 千葉 新治

茨城 新瀉 栃木

長野 相川

府一縣十三 高七百三十八萬石余

第二軍管仙臺鎮臺常備

歩兵 二 聯隊

騎兵 一 大隊

砲兵 一 大隊

工兵 一 小隊

輜重兵 一 小隊

海岸砲兵 一 隊

人員 四千四百六十人

内一ヶ年徴員 一千四百八十六人三分二

管下諸縣

宮城 磐前 福島

水澤 若松 青森

岩手 秋田 酒田

山形 置賜



但教官の證書並小何等科目の免許書  
ある者 科目等  
未定

第六條 一家の主人たる者

第七條 嗣子并小承祖の孫

第八條 獨子獨孫

第九條 罪科ある者

但除族并懲役實決一年以上の刑を

蒙りたる者

第十條 父兄存在す其病氣若くハ事故あり

テ父兄小代り家を治る者

第十一條 養子

但約束のみ小て未ど實家小ある者

此の例小非す

第十二條 徵兵在役中の兄弟たる者

第四章 徵兵検査

第一條 徵兵検査定日ハ三日以前小徵兵署小

り郡々各區へ布達一區括り日割りを以て

一日幾人と定め戸長副戸長の内順序小召

連出べし

第二條 徵兵使巡行の時節小至れハ府縣聽小

り各區小左式雛形如く罫紙を渡一本年

徵兵たる者小一枚宛渡一朱書小て示一と

る如く姓名産國住居親の名或ハ兄叔伯総

て育み一者の名本年月日誕生年号月日其

縣十一  
高四百四十四萬石余

第三軍管名古屋鎮臺常備

歩兵 二聯隊

砲兵 一大隊

工兵 一小隊

輜重兵 一小隊

人員四千二百六十人

内一ヶ年徵員一千四百廿人

管下諸縣

岐阜 濱松 筑摩

愛知 石川 新川

敦賀

縣七  
高四百九十八萬石余

第四軍管大坂鎮臺常備

歩兵 三聯隊

砲兵 二大隊

工兵 二小隊

輜重兵 一小隊

海岸砲兵 二隊

人員六千七百七人

内一ヶ年徵員二千二百三十三人三分一

管下府縣

大坂 兵庫 堺

和歌山 奈良 京都



他罰紙題号の下ふ父母の存亡ハ勿論同居の祖父母兄弟妻子及び氏神宗門等書載せ人別表と称へ検査の時各個持参し軍監に渡すべし

區々小渡しする罰紙の残りハ徵兵事務竣るの後府縣へ返納すべし

人別表

徵兵	何郡所産	何府縣何族或職業	年号月日	親名何男或兄叔伯名弟甥又厄介		
	何郡所任	何族或職業				
親	男	職	名	歳	數	氏
	女					
兄弟	男	業	名	歳	數	氏
	女					
妻	子	門	宗	神	氏	門

類本ハ五

但産國と當時の貫属府縣と異なる者ハ表首何郡所産と書するの上ふ其産國の府縣を加へ若又寄留する所ふ於て服役する者ハ何郡所任と書するの替り小其寄留する府縣及び何郡所寄留と書すべし

第三條 徵兵の体質を検査する時ハ徵兵副使議官各一名列坐検査の件々ハ総て軍醫の専任とすべし

第四條 徵兵検査の席小出る時ハ各個人別表を所持し醫官小渡す醫官ハ書記を掌とる者小渡し姓名を検査簿小留めしめ身体骨

滋賀 三重 度會  
 飾磨 豊岡 鳥取  
 北條 岡山 敦賀  
 名東 但波路丹

第五軍管廣島鎮臺常備

府二縣十二  
 高六百三十三万石余  
 歩兵 二聯隊  
 砲兵 一大隊  
 工兵 一小隊  
 輜重兵 一小隊  
 海岸砲兵 一隊  
 人員四千三百四十人

管下諸縣

内一ヶ年徵員 一千四百四十六人三分三

廣島 小田 島根  
 濱田 山口 名東  
 高知 愛媛  
 縣八  
 高四百〇七万石余

第六軍管熊本鎮臺常備

歩兵 二聯隊  
 砲兵 二大隊  
 工兵 二小隊  
 輜重兵 一小隊  
 海岸砲兵 二隊



格検査の件々を記せしむ

第五條 検査呼出しの時病氣ふて出席成り

難き者ハ其家小就き診断の上一時或ハ固

着等の病質を糺し一時病氣の者ハ翌年の

徴兵小廻し固着の者ハ免役規則宿病の者

同断するべし

第六條 検査呼出しの時小父母喪小罹り未ど

三週間を過ぎざる者或ハ父母の重病及び

一家の安危小係り一時止むを得ざる事故

出来の者ハ夫々詳細書及び戸長の証印を

以て願出する者ハ翌年の徴兵小廻すべし

但翌年小廻すへき徴兵ハ府縣毎小別簿

小認め徴兵署の捺印を押し府縣廳へ留

置き當冬の徴兵連名簿と共に陸軍省へ

差出すべし

第七條 徴兵署小隔りたる郡邑ハ副使一等副

以下の軍醫議官及び史生一行となり郡邑

高小應ト分界を立て組を分ち巡廻せしめ

相應の場所小於て假小検査場を設け其式

本署小異なることなし

第五章 抽籤並眞筆試験

第一條 身体検査終りたる後検査簿を案し兵

役小適すべき者を點檢し府縣毎小常備抽

籤小集の爲め其定日及び場所共三日以前

人員四千七百八十人

内一ヶ年徵買一千五百九十三人三分一

管下諸縣

白川 鹿兒島 宮崎

大分 小倉 福岡

三瀨 佐賀 長崎

縣九 高四百六十八万石余

人員 三萬千四百四十人

内一ヶ年徵買一萬。四百八十人

府三 縣六十

石高 三千百八十八萬石余

以上六鎮を以て全國兵備を管し所属の府縣

り毎歳の定員を徵募し以て管内の守衛小充つ  
而して沿海の丁壯舟楫渡濤小慣きたる者を以  
て海軍の兵員を充しむ蓋し此書ハ陸軍を限

全國徵兵表

歳次	毎歳徵數	合計數	
初年	一萬。四百八十	兵	
二年	一萬。四百八十	備	三万四千四百四十
三年	一萬。四百八十	常	
四年	一萬。四百八十	備	一萬。九百六十
五年	一萬。四百八十	第	二萬。九百六十
六年	一萬。四百八十	備	八千三百八十四
七年	一萬。四百八十	第	
歳次	毎歳徵數	合計數	

此共漸く年月を経るを以て緩急の用小供す可き者五分の二とす

緩急の用小供す可者五分の四とす

此兵常小充足を要するを以て例年常備入官期限日より九十日乃至小補充兵を以て夫欠員を補ふ



不布達すべし

第二條 抽籤の場所ハ府縣下或ハ管内便宜の地を以す

第三條 抽籤を五種小分ち其身材小役ハ歩騎砲工輜の籤を抽かむ

第四條 本年常備の欠員を補ふ為め補充兵として一ヶ年を期とし常備一ヶ年の徴員二分の一以内の員數を常備籤と同時に抽かむ

第五條 抽籤の法ハ籤丁を調べ左式雜形の如く籤札ハ其員數夫々の番号を記し籤箱に納め籤簿方の側小置き區分け或ハ郡分け

ふして混雜せざる様一人宛之を抽かぬ籤簿方ハ始終籤簿小對し抽籤の正不正を檢し抽き舉げ其番号を自ら高聲小唱へしめ籤札を受取り籤簿小姓名番号を記し後當人小返す

假令ハ籤丁五百人なるときは第一番より五百番迄の札を納れ之を抽かむ本年常備定員二百人補充百人なるときは二百番迄の籤を抽き一者を常備とし二百番より三百番迄の籤を抽き一者を補充とし其餘を以て落籤とす

〔歩〕〔騎〕〔砲〕〔工〕〔輜〕 籤札ハ厚紙縦横三つ或ハ

常備歩兵小付各種兵員の比較

歩兵 二万六千八百八十人

凡百十二分の一 騎兵 即 二百四十人

凡十二分の一 砲兵 即 二百六十人

凡二十五分の一 工兵 即 千八百人

凡七十五分の一 輜重兵 即 三百六十人

凡三十七分の一 海岸砲兵 即 七百二十人

合計三万四千四百八十人

各種常備兵一ヶ年の徴員

歩 八千九百六十人

騎 八十人

砲 七百二十人

工 三百六十人

輜重 百二十人

海岸砲 二百四十人

合計一万〇四百八十人

補充兵として常備一ヶ年徴員五分の二中不就常備騎兵ハ之を他種の兵員小比すは最少ふして近衛小撰擧する最夥を以て倍數輜重兵是ハ蹠を以て五分の三合數四千二百六十四人とす之を各管鎮臺各種の兵員小應し常備同時徴募し九十日を期とし本年管内常備の欠員を充さむ

但し非常の欠員を生し本年補充ふて充足せ



何番

四切ふして四つ折ふなり  
中分を捻る

第六條 抽籤當日病氣の者ハ其親或ハ親族時

とてハ戸長を以て代人とす

第七條 籤丁ハ當府縣ハ於て常備幾人補充幾

人及び籤丁の総員幾人と抽籤以前ハ申聞

せ置くべし

第八條 抽籤終り常備及び補充ハ當りたる者

ハ書翰往復算術等出來得るハ否を試むべ

第九條 書翰并ハ算術の試験ハ史生の内算術

を心得居る者を撰任し試験場を設け上下

二等ハ區別す其仕法の二三行の翰牘を讀

み易き様三四枚認め并ハ十露盤等備へ置

き一人宛算筆の内出來得るハ否ハを問ひ

出來得る者ハ右翰牘を讀ましめ無滞讀

み得る者を上等とし二字以上誤る者を下

等とす算ハ除法即ハ算見二以上出來得る

者を上等となし其以下を下等となす

第十條 試験全ク終るの後籤簿を照し人別表

と引合せ姓名住居其他左式雛形の如く厚

紙長さ五寸幅三寸罫紙ハ陸軍徴兵署と題

したる割符ハ書載せ籤簿ハ引合せ割印を

なし番号並ハ服役年期を書加へ籤簿順ハ

さるときハ前年補充を以て之を充つす  
補充一ヶ年の徴員

歩 三千五百八十四人

騎 八十人

砲 二百八十八人

工 百四十四人

輜重 七十二人

海岸砲 九十六人

合計四千二百六十四人

常備補充一ヶ年徴員の合數

歩 一万三千五百四十四人

騎 百六十八人

砲 十。八人

工 五百。四人

輜重 百九十二人

海岸砲 三百三十六人

合計一万四千七百四十四人

各種兵卒の定尺

砲兵兵 五尺四寸以上

海岸砲兵

騎兵 五尺三寸五分以上

工兵

輜重兵 五尺一寸以上

歩兵



呼出—籤札を出さしめ相違なき者へハ籤札と右番号割符と引替へ相渡—第六章の第一條小揭示—とる如く各個入營致すべ

番号割符

割印年		何府縣何郡所住居何族或職業	
日	月	陸軍	親名何男或兄叔伯名弟甥又厄介
署	徵兵	各種	何某
		第何番	
		右何鎮基常備軍三ヶ年服役申付候事	

補充籤を抽き—者ハ 右何鎮補充兵一ヶ年服役申付候事

第一後備軍小入る者ハ 右何鎮基第一後

備軍二ヶ年服役申付候事

第二後備軍小入る者ハ 右何鎮基第二後

備軍二ヶ年服役申付候事

第十一條 補充役を命せらるる者ハ其家小

帰居—落籤の者と異なることなり常備欠員の節ハ其鎮基より籤煩—布達—何時小ても入營なき—むべき小付服役中ハ自分の管内を出るを禁ず

但服役を命せらるる其日より一ヶ年目の其日迄小常備入營を命せらるる者ハ其役除籍と心得へ

歩兵百人小付て各種兵卒の比較

歩 百人  
騎 〇人—八九三  
砲 八人—〇三九  
工 四人—〇一七  
輜重 一人—三三九  
海岸砲 二人—六七八  
海岸砲墩ハ目今山野砲兵を以て之小充つ因りて其兵員を除き追漸海岸砲を備付るとき小當て各所其定員を徵す  
第二軍管の騎兵ハ當分之を第一軍管小属—本管調備の上之を徵す

明治七年十二月

陸軍省

六管鎮基兵額表

計	隊數		每一隊人員		各兵總員	
	平時	戰時	平時	戰時	平時	戰時
步兵	十四隊	四十二隊	六百四十	九百六十	二万六千四百	四万三千二百
騎兵	三大隊		百二十	百五十	三百六十	四百五十
砲兵	十六小隊		百二十	百五十	二千六百	二千七百
工兵	十小隊		百二十	百五十	千二百	千五百
輜重兵	六隊		六十	八十	三百六十	四百八十
海岸砲	九隊		八十	百	七百二十	九百
計	平時	戰時	三万六千八百八十	四万六千三百五十		

戰時の増員ハ第一後備兵を以て之小充つ



第十二條 補充より常備軍に命せらるる者ハ矢張り補充抽籤其日より三ヶ年の期を保つべし

第十三條 本年常備軍満期の者ハ出營の日後備籤を抽かしの以て番号の順序を定む而して常備役の番号割符ハ満期の檢印を押し後備軍の番号割符を相渡すべし

但當日病氣の者ハ其戰友をして之を抽かむ

第十四條 本年第一後備軍満期の者ハ第二後備軍の籍に入るべきを以て第二回屯營後習の節第一後備役の番号割符ハ満期の檢

印を押し第二後備軍番号割符を相渡すべし

但病氣して不參の者ハ戰友をして之を渡す

第十五條 第二後備軍の番号割符を受け二ヶ年目の其日より第二後備軍の籍を除せらるる者ど心得べし

第十六條 本年各府縣に於て徵兵事件全く竣るの後徵する所の兵員を精算し兵種を分ち左式雛形の如く罫紙に各個持參致しその徵兵人別表を寫し取り身体檢査簿算筆試驗簿及び籤番号より顔額其他題号の下に悉く書載せ人別明細連名簿を認め常備補

國軍兵額并配分表

○鎮臺兵ハ全國六管十四部三分置  
○近衛兵ハ常三京城三領在す

附言	人員		人員		人員	
	平時	戰時	平時	戰時	平時	戰時
合計	三万五千五百六十	五万二千三百三十	九隊	七隊	九隊	七隊
	九隊	七隊	九隊	七隊	九隊	七隊
海軍兵	九隊	七隊	九隊	七隊	九隊	七隊
輜重兵	六隊	三隊	六隊	三隊	六隊	三隊
工兵	十小隊	十二百	十小隊	十二百	十小隊	十二百
砲兵	十八小隊	二百卒	十八小隊	二百卒	十八小隊	二百卒
騎兵	三大隊	三百卒	三大隊	三百卒	三大隊	三百卒
步兵	十隊	二万六千六百	十隊	二万六千六百	十隊	二万六千六百
隊數	九隊	七隊	九隊	七隊	九隊	七隊

○戰時増加の人員ハ第一後備軍即前二年間放つ所の兵を以てす  
○近衛ハ平時兵員を充足せしむるを以て戰時の増加を要せず  
○輜重海軍砲の二兵ハ戰時の増加を要すと云はれ第一後備軍を以て充足し難き兵を除く且海岸砲ハ近衛兵を要すと云はれ全兵用の二を示す

○明治八年二月四日太政官御布告

徵兵令中左の通改正増加候條此旨布告候事

第一章第二條一等軍醫副を改め軍醫副

同章第三條中少録を改め下士成ハ軍屬十等

以下十五等迄の者

同章第五條典事を改め属以下十五等迄の者

同章第七條二等軍醫を改め軍醫 但改正す

べき官名の重複するものハ総て其一を改む

以下之に準ず

第五章第四條一箇手を改め九十日

同章第十一條但書服役以下二十字を改め常

備入營期限初日より算し九十日



充を區別一府縣に纏め各二部を作り陸軍省及び所管の鎮臺へ差出すべし

但鎮臺へ渡す人別明細連名籍簿を添四月十五日迄に差廻すべし

入營	常備	検査 算集	兄弟 子女	祖 男 女	親 男 女	宗 門	職 業	族 類	生 死	産 所	本人姓名	親或兄叔伯名
												何某
												同
												同
												同

同章第十二條矢張り以下九字を改め常備入營期限初日  
第六章第一條府縣にて辨ずべしを改め徴兵入費概則に照準し賜ふべし  
同章第十二條未文置くべしを改め陸軍省へ差出すべし

規則第九篇壹版

官省規則全書

長尾景弼編纂

第十九篇

内國船難破及漂流物取扱規則 北海道諸産物出港税則并各港船政所規則  
家禄奉還の者北海道地所拂下規則 悪病流行之節取扱方規則

○内國船難破及漂流物取扱規則

○明治八年四月廿四日太政官御布告

内國船難破及ひ漂流物取扱規則別冊の通相定候條本年六月一日より施行可致此旨布告候事  
但本年同日より浦高札ハ廢し候事

○内國船難破及漂流物取扱規則

第一條

諸通船海上又ハ川筋に於て難破沉没其他の災厄に逢ひ候節救助心得方及び之

第二十條

前條の精算書ハ管廳に於て速に調査を遂げ不審の廉無之時ハ早速下げ渡す



属する諸費用の立方ハ総て左の箇條小従て取扱ふべし

第二條 各地浦方ニ於て難破救助の爲め其管廳より區戸長其他用掛り等の内を以て適宜ニ浦役人を申付置くべし

第三條 諸通船難風の爲ニ困難ノ又ハ其他災厄ニ罹リ候節ハ最寄の者見附次第直ちニ浦役人ニ報知し且つ浦役人より指圖無之共速カニ助船を出し救助方精々盡力致し可し但し救助の者困難船ニ漕寄セ候節船長其他重立たる者より頼談無之内ハ猥リニ船中の物品を積み移す可し

第四條 浦役人ハ難船を見附或ハ其報知を得る時ハ速ニ其乗組人及び船體積荷を救助保安するの手立を盡し可し若し多人數を要する程の大難船と見受け候節ハ板木半鐘等打鳴ふし人數を呼聚め且近隣の船持ニ申付助船を出さしむ可し

第五條 少人數ニテ救助し得べき時ハ勿論前條の如く多人數を要する程の大難船の節も浦役人ニ於て諸事務取締を付け成丈ハ失費掛りなき様篤ク注意致し救助方行届候ハ早速人數を退散せしむ可し

第六條 保安したる船具積荷其他の物品ハ最

可し然る上浦役人ハ第十五條ニ記せる場合を除くの外船主荷主或ハ船長より夫々出金致さしむべし若し其即時辨金相成難き分ハ相當の日數を猶豫し可し但し民費の分ハ其管廳より取立浦役人へ下渡可し  
第二十一條 洋中ニ於て難破或ハ打荷等有之趣を以て浦證文を願出する時ハ二名以上の浦役人立會の上船長及び乗組の者二名以上を別々ニ取調べ其事跡あるハ又ハ航海日記あるものハ之をも照し各々符合する時ハ浦證文を作り連署調印して之を船長ニ附與し寫を以て管廳ニ届出べし

但し浦證文中左の箇條を載し可し

- 第一 難破ノ逢たる場所其時日及び風波の模様
- 第二 破損の箇所
- 第三 打荷の種類箇數并他の積荷の種類
- 第四 船号及び免狀の番号并船主船長の本貫苗字名乗組人數
- 第五 荷打したる荷物主の苗字名本貫
- 第六 仕出し地及び仕向け地の港名
- 第七 乗組の内死傷有之時ハ其本貫苗字名年齢



安全よりて且便利の場所之を置くべし尤も小屋掛けを要し番人を差置くべき程の場合一於てハ夫々其手数をふし諸事懇切の取扱を致すべし

第七條 難破し逢ひたる船長又ハ乗組の者ハ上陸次第直ちニ電信郵便其他の急報を以て之を船主又ハ荷主ニ報知可し

第八條 難船物を保安する者ハ左の割合を以保安料を遣ハしむべし

- 第一 海面に漂流せる物品ハ其二十分
- 第二 海中に沈没せる物品ハ其十分一

第三 川面に漂流せる物品ハ其三十分

第四 川底に沈没せる物品ハ其十五分

但し其所持主の都合ニ因リ代價又ハ現物にても妨げなく

第九條 浦役人ハ救助の爲の集まりたる人数及び救助の爲に出たる小舟現ニ難船品を保安し及び是れニ就て盡力たる証拠頭焚たふさるに於てハ保安料及び其他の賃銭等を割渡可し

第十條 保安となる物品又ハ船滓等の餘残物

第二十二條 軍艦其他の官有船困難候節ハ早速助船を出し精々盡力して救助可し且其難破の大小に拘はらず其旨を直ちに管廳へ報知可し

第二十三條 前條の救助に属する諸費用ハ船將又ハ其筋の士官より直ちに受取へしと雖も總て管廳の指揮を受くべし

但し第十一條ニ記載せる保安物に就てハ別段相當の手當を與ふ可し

第二十四條 貢米及び其他の官物を積込候船難破し及び候節現場救助を除くの外總ての處置ハ管廳へ申立の上其指揮を受く可し

但郵便物を積込候船ハ其最寄郵便役所又ハ取扱所へ郵便行囊を至急引渡可し

第二十五條 難船取扱の間浦役人の日給ハ一日五拾錢より多かざる拾錢より少なかざるものとし

難破の節働人足賃及び小舟賃ハ土地の異同と勞役の難易に依りて同しなむと雖も各管廳に於て適宜見積預かり其額を定め置くべし

第二十六條 船長及び其擔任の者怠慢より難破沈没其他の損害を生ずる時ハ右損失を其者より償却せしむ可し若し其災厄人智の前

者より償却せしむ可し若し其災厄人智の前



又ハ汐入り水濡せ等の爲ニ腐敗せべき恐れ  
あるものハ二名以上の浦役人及び船長其他  
重立乗組の者二名以上合議の上其所ニ於て  
之を入札拂ひニ爲しを得可ク

但し本條の場合ニ於てハ浦役人ニて成る  
べく丈け最寄へ廣告し公けの場所ニ於て  
入札人其他衆人の眼前ニて之を爲し且其  
物品の目録及び買人の證書並ニ其附直段  
の第三番迄を取置くべし

第十一條 保安物を賣拂ひせる時ハ其代價金  
高の内を以て左ニ掲載したる諸費用を其船  
主荷主より出さしむ可ク

規則第十九篇 二号

第一 保安料

第二 救助の節働人足賃及び小舟賃

第三 保安物の爲めニ取設たる小屋掛  
け入費及び番人の賃錢

第四 乗組の者怪我人有之節其療養入  
費

第五 同前の者溺死せる時ハ其搜索入  
費

第六 同前の者溺死の節埋葬入費

若し物品賣拂金高諸費の高より少きとき其  
金高限り出さしめ不足の分及び賣拂ふべき  
ものも之なき時ハ第十五條ニ照準して處置

知せ可かき人力の豫防を可くせざるは出  
る夏を瞭然明證せる時ハ此限よあふせ

第二十七條 浦役人船長其他の者と申合せ其  
保安したる難船物を沉没と偽り竊かす賣買  
せる者ハ律ニ照して處分を可ク

第二十八條 凡て難船の節救助し托して積荷  
船具其他の物品を竊盜或ハ掠奪せる者又ハ  
其竊盜掠奪し與せる者或ハ其本犯を陰匿せ  
る者又ハ竊盜物と知て之を賣買せる者ハ律  
ニ照して處分を可ク

第二十九條 以下漂着の部 凡原因の知なき  
難船漂着物及び乗組人なき漂着船を見附

る者ハ之を浦役人ニ報知せ可し浦役人ハ其  
調書を作り之を其管廳へ届出可ク

第三十條 乗組人なき船ハ其漂着の月日船の  
大小破損の模様等を精細ニ書記し漂着物其  
品名箇數等精細ニ書記し其漂着近傍人民  
輻輳の地の揭示場及び船政所へ六十日間張  
出せ可し尤も漂着物の代價二十圓以上と思  
量し或ハ二十圓以下たり共必要の品柄と思  
量せる時ハ其管廳より三府五港の管廳及び  
税関へ報告して張出をなす或ハ新聞紙ニ載  
せて公布せ可し

第三十一條 漂着物の持主知れたる時ハ左の



セベ

第十二條 左ノ掲載したる諸入費ハ之を三分

一其二分ハ船主荷主より出さし其一分ハ之を其管内民費となす可

第一 難船取扱中浦役人の日給

第二 浦方よ於て難破の爲ノ費したる

薪炭蠟燭及び筆紙墨代

第三 浦方より管廳其外等へ發したる

電信郵便及び飛脚賃

第四 救助人溺死したる時其搜索入費

第五 同前の者死傷せる時治療埋葬入費

第十三條 難破の節浦方より乗組人に給せ

衣服食物其他の必需品代料又ハ歸郷旅費等

を貸遣したる時ハ證書取置き第十九條の通

リ精算書中ニ記載し追て本人より償却せ

む可

第十四條 大難船の節諸費用割賦の儀ハ

一 汎没乗組人の死去及積荷の大損害を生

現場所の救助方を除くの外各般の處置ハ其管廳

申立て其筋出張官負の差圖を受く可尤も

小難船の處置ハ二名以上の浦役人及び船長

其他重立乗組の者二名以上合議の上之を決

せざるを得可

區別し循ひ處置可

第一 一ケ年以内ハ其見積代價の三分一

を取揚主へ與へ其現品ハ持主よ返還せ

る事

但持主の情願より現品賣拂ひ其代

金よ受取ることを得可

第二 一ケ年を過くまバ之を公賣し其

代價を平分し一半ハ其取揚主よ與へ一

半ハ官よ收むる事

但し三ケ年以内ハ其持主知れたる時

ハ官よ收むる部分ハ下戻可

第三十二條 乗組人無之漂着船の持主知ま

る時ハ左の區別し循ひ處置可

第一 一ケ年以内ハ其見積代價の十分一

を見附主よ與へ其船ハ持主よ返還せ

る事

但書ハ前條第一項と同

第二 一ケ年を過くまバ之を公賣し其代

價の三分一を見附主よ與へ其餘の二分

ハ官よ收むる事

但書ハ前條第二項と同

第三十三條 前二條ノ記せる場合よ於てハ律

例得遺失物の條と抵觸せる莫なかる可

第三十四條 凡漂着物を保存し及び之を公告



第十五條

船體積荷を併せて悉皆沈没に至るの大難船ハ浦方ニ於て其救助の爲ニ許多の雜費相掛り候とも船主荷主より之を取立るを得故ニ其差出せべき費用の分ハ官費を以て支給せべしニ付費用明細帳を作り浦役人船長連署押印して管廳ニ差出可し

第十六條

危難を冒して乗組人の必死を救ふ者又ハ救助の爲ニ盡力して死傷に至る者ある時ハ必し管廳ニ届出可し其事實の輕重より相當の賞譽或ハ手當金を給可し

第十七條

總て浦役人及船長合議の上處置する時ハ其事柄を詳細ニ記したる証書二通を作り之を連署押印し其一通を船長へ渡す他の一通を浦役人にて保ち置くべし

第十八條

二名以上の浦役人合議の時ハ其内一名ハ必し他村より出可し

第十九條

難船救助ニ屬せる諸費用ハ二名の浦役人及船長其他重立乗組の者二名以上立會の上第十一條第十二條第十三條第十五條ニ照して夫々其費用の種類を區別し成る可く速く精算書を作り之ニ難破明細書を添て管廳ニ差出し其検査を受く可し

但し精算取調の節ハ成丈け船主又ハ荷主の立會を要可し

せる等の事ニ付費用あるものハ第十一條ニ照し浦役人の奥印したる証書を以て代價の全部中より之を償却可し

第三十五條

洋中ニ於て難破いたる船具ニ取附き海岸ニ漂着致し候者有之節ハ浦役人より一通行取調ニ相當の保護を加へ置直り管廳ニ届出其指揮を受く可し尤も本人歸郷の旅費其他の手當等貸遣ハ候節ハ第十三條の通り追て本人より償却せしむ可し

第三十六條

凡漂着物を見附けたる者之を浦役人ニ報知せることおく其物品を私ニ使用し又ハ之を賣買せる者ハ第二十八條ニ照して處分可し

第三十七條

暴風洪水等にて漂流したる材木物品等を保安せる時ハ此漂着物の規則を通し用可し



○北海道諸産物出港税則并各港船改所規則

○明治八年二月四日太政官御布告

北海道の儀ハ開拓草創の際一一般の税則も難行場合ニ付官金を以て民費を補ふ者多々有之  
因て今般全道堤防道路の修築又ハ賑給等専ら人民興益の用ニ充つべき爲め該地限産物出港税  
則別冊の通相定の本年四月一日より施行候條此旨布告候事

但明治五年より同七年まで閉局候東京大坂兵庫堺敦賀五ヶ所の北海道産物會所歩合收入の  
儀相廢し北海道海關所を船改所と改稱候事

北海道諸産物出港税則并

各港船改所規則

第一條 北海道諸産物鑛屬及び穀類麻卵紙生  
糸器具を除くの外各府縣管下へ向け出港の  
節ハ下條ニ掲載せる一の船改所へ出港税と

出港税即ち其積載せる物品原價  
其地賣買の代價より百分の四を取立本文  
運賃を除き之を定むり  
同様送付せべき事

規則十九篇 第三号

して其原價百分の四を可相納事

第二條 船改所有之各港

渡島國龜田郡函館港

全 國津輕郡福山港

全 國檜山郡江刺港

膽振國室蘭郡室蘭港

後志國小樽郡小樽港

全 國壽都郡壽都港

釧路國厚岸郡厚岸港

第三條 北海道諸産物の原價を定むるハ右

七港ニ於て各月上中下旬三度賣買相場を檢  
査して税額の原價を得然れども若其當を得

第十一條 諸商船北海道産物を竊し積載せ或

ハ積荷目録外ニ積載せ各府縣管下へ出帆せ

んとするもの、類ハ渾て抜荷と認め其物品

原價拾分の貳料として取立へ一尤既犯の

者後日發露するも同様の料料追徴すべき事

但本文の情實を得て其船改所或ハ役所へ

陳告する者ハ料料高の半額賞金として附

與すべき事

第一号

明治何年何月何日當何港入津

船形  
積石  
船名

何國何郡何村何某船

或ハ誰乘



ざるものあれハ賣買仕切状を臨時検査して其原價を定むべき事

第四條 諸商船北海道各地方何の場所ニ限らず入津して産物積取るべしと雖共前ニ掲載する一の船改所へ出港税可相納ニ付其積受の地方役所ニ於て検査を受る爲め第一號甲の書式ニ法りたる願書二通を差出すべし役所ニ於て查了同号乙の書式ニ法り與書して一通ハ留置一通を下付し七港の内一の船改所の船張野へ向け廻漕せしむべし其船改所ニ到りてハ第八條の手續をなし出港税等を納むべき事

但本條船積を許さる地方の役所ニ於てハ處分濟の上其船より差出したる各府縣管下の出帆免狀積荷目録の本紙其役所留置し置くと并手數料碇泊税の收納目録を副毎月末其廻漕せしめたる船改所へ遞送致しへき事

第五條 北海道産物積取の船七港の内一の船改所ニ於て規則の手續をなしたる上出港税を納め出帆免狀下渡せしむと雖も奥地離島等より直し各府縣管下へ輸送を乞ふものハ其積受の地へ航行の節七港の内何れか一港へ入津し豫め其積載すべき産物の高を計算

記  
甲 一品名何百何十石  
一品名何千何百束  
一品名何百何十貫目

何百石  
何百束  
何貫目

右之通常何郡出産物積載候間何港船改所へ相廻り出港税相納出帆免狀御下渡相願申度候間御検査奉願候以上

明治 年 月 日

何郡

御役所

何九船頭  
何之誰印

乙 前書之通検査の上其港へ廻漕差許候條着港の上出港税御取立規則之通御處分可有之候也

明治 年 月 日

何港

船改所

開拓使 何支廳管下  
何郡在勤  
官姓名印

第二号

直胤願書

一 船名何九

船形 日本形  
西洋形

積高何

船主何々管下何國何郡何所何の誰

乗組何人

積荷目録の通

船客何人

右者來何月幾日當港より何國何郡へ出帆御免狀御下渡被成下候処同所より歸帆の節更に出産物積載何國何港へ直胤仕度依之手數料幾何産物出港税別紙納稅目録の通前納候間直胤出帆御免狀御下渡奉願候以上

明治 年 月 日

何港

船御改所

何九船頭  
何之誰印

前書之通検査之上手數料出港税取立直胤出帆差許候事



積荷目録二通を製し第二号甲の書式に法  
 リたる願書二通を差出せし其船改所にて於  
 てハ積荷目録の高し従ひ定則の税金を先收  
 し其目録へ税納済の捺印を捺し願書へハ同  
 号乙の書式に法り奥書して一通ハ留置一通  
 を下渡し直帆差許すべき事

但本條許可を得て其地より到り産物積取の  
 節ハ其地方役所より申立検査を受くべく役  
 所より於てハ積荷目録を照準して之を検査  
 し若荷物不足の節ハ第三号書式に法り其  
 譯詳記したる書面を船長へ下渡しへし  
 きを翌年七月迄より前日納税の船改所へ差

出せし於てハ過納の金額下戻すべき事

第六條 樺太州諸産物ハ總て免税なりと雖も  
 北海道地方より揚陸他の商人へ賣渡したる上  
 再船積し各府縣管下へ向け出港の節ハ北  
 海道諸産物同様出港税可相納事

第七條 北海道諸産物七港の内甲港船改所へ  
 税納済の品乙港へ入津揚陸せし於てハ乙  
 の船改所より於て検査の上出帆免狀積荷目録  
 共引上げ其甲港へ納めたる税金下戻すべき  
 尤其品再船積し各府縣管下へ向け出港の節  
 ハ更に規則の手續をなし出港税可相納事

第八條 諸商船廻漕の順序此規則に掲ぐるの外

明治 年 月 日  
 第三号  
 開拓使管下  
 何港船改所  
 官姓名印

明治何年何月何日何港より於て直帆免狀査了  
 出港税領收証副  
 但第何号  
 船形  
 積石  
 何國何郡何村何某船  
 或ハ誰乘

積荷目録高何千石内  
 一品名 何百石  
 外何千何百石積取濟  
 同高何千石の内  
 一品名 何百束  
 外何千何百束積取濟  
 同高何千貫目内  
 一品名 何十貫目  
 外何千何百貫目積取濟  
 不足の分

同高  
 一品名 何程  
 合幾廉  
 皆無の分

右者當何郡より何國何港へ直帆免狀持参し付積荷目録を照  
 積産物検査候取書面の通荷物不足候間來何年七月限此書面前日  
 納税の船改所へ差出過納の税金可受取候也

明治 年 月 日  
 開拓使 本  
 何郡在勤 官姓名印

第四号  
 船形  
 積石  
 船名  
 何國何郡何村何の誰船  
 或ハ誰乘

何郡出產  
 一品名 何百石 但百石より付金何百圓相場  
 出港税納目録



ハ總て明治七年百二十三号布告御國內廻漕  
規則の通たるべき事

但積載の諸産物出港税納済の分ハ積荷目  
録へ出港税納済の換印を捺し出帆免状へ  
も同様書載し且第四号甲の書式ニ法リた  
る納税目録二通を差出させ同号乙の書式  
ニ法リ與書して一通ハ留置一通を下渡せ  
可き事

第九條 北海道各所ニ於て船積の荷物揚卸の  
時間ハ總て日出より日没を限るべき事

但時間外揚卸せる節ハ船改所或ハ役所の  
許可を受くべき事

規則第九篇四号

第十條 諸商船北海道産物積載各府縣管下ニ

於て揚陸せる節ハ其港船改所或ハ其筋の役  
所ニ於て検査の上出帆免状積荷目録ニ出港  
税納済の換印無之欺或ハ目録外の物品有之  
ニ於てハ之を抜荷と認め其物品原價其地賣  
價を拾分の貳を料料として取立各府縣廳ニ  
顛末を詳記したる書面を添へ開拓使へ送  
付すべき事

但暴風等の難ニ依て北海道七港の内へ入  
津せるを得ずして各府縣管下へ入津する  
が如きは本條の限ニあはざるゆへ船改所  
又ハ役所ニ於て審査の上疑なきニ於てハ

甲 此代金何百何拾何圓何拾錢  
但代金百分の四

何郡出產 税金何拾何圓何拾何錢

一品名 何百何拾貫目 但何貫目ニ付金何圓相場

此代金何拾何圓何拾何錢

但代金百分の四

税金何圓何拾何錢

合税金何百何拾何圓何拾何錢何厘

右之通出港税金上納仕候以上

明治 年 月 日

何港

船御改所

何丸船頭

何誰印

前書之税金領收候也

明治 年 月 日

第何号

開拓使管下

何港船改所

官姓名印

第四號

船積船 名石形

出港税納目録

何國何郡何村何番番船  
或ハ誰乘

何郡出產 一品名 何百石 但百石ニ付金何百圓相場

此代金何百何拾何圓何拾錢

但代金百分の四 税金何拾何圓何拾何錢

何郡出產 一品名 何百何拾貫目 但何貫目ニ付金何圓相場

此代金何拾何圓何拾何錢

但代金百分の四 税金何圓何拾何錢

合税金何百何拾何圓何拾何錢何厘

右之通出港税金上納仕候以上

何丸船頭 何誰印

何港

船御改所

前書之税金領收候也

明治 年 月 日

第何號

開拓使管下

何港船改所

官姓名印



○家禄奉還の者産業資本の爲北海道に於て山林荒蕪の地拂下規則

○明治八年五月廿二日閣拓使御達  
家禄奉還資本金受取候者家産營業の爲北海道に於て地所拂下願出候節ハ別冊規則の通可心得  
此旨相違候事

家禄奉還の者産業資本の爲北海道に於て山林荒蕪の地拂下規則

第一條 家禄奉還資本金受取候者家産營業の爲北海道に於て地所拂下願出候節ハ明治六年十月十四日御布告別冊の方法に照準し願書式様等一切其手續を經本年十二月十五日を限り志望の地所と本人所在の便宜に依り當使本支廳及東京出張所の内一可願出事

△の後地位の差等より仍り相當の租額相定め新券と交換可申付事  
第六條 既に拂下を受けたる地所は於て種植牧畜其他一切の營業ハ勿論外國人を除くの外ハ相對の賣貸等本人の自由たるべく尤も營業着手の節ハ地質水性及び運輸の便否を注意し其方法並期限等詳細に可申出事

第二條 拂下地所の歩數ハ一人拾萬坪を限り上等千坪壹圓五拾錢中等同壹圓下等同五拾錢を原價とし其半額を以て拂下げ營業着手より二十ヶ年間ハ除租可申付事

第七條 地所拂下の後上等ハ十二ヶ月中等ハ十五ヶ月下等ハ二十ヶ月を過ぎ營業着手せざる者ハ上地可申付但本人疾に罹り餘の家

第三條 各所の便宜に仍り上中下三等の土地を雜へ且つ數所に於て願出候とも全數拾萬坪に充る迄ハ拂下げべき事

人着手せべき者なき歟或ハ已むを得ざる事故ある者ハ詳細具狀して管轄廳の差圖を可受事

第四條 該地に生立せる樹木ハ代價上納し不及尤家屋倉庫等の建物有之分ハ相當代價を以拂下べき事

第五條 拂下の許可を經明治七年八月第八拾三

号御布告の手續を以代價上納の上地券可相渡尤も券面は原價を記載し置き除租満期



○官役人夫死傷手當規則

○明治八年四月九日太政官御達  
官廳の諸工事を使役する者其職事のためは死傷候節ハ  
 達候事

但本文手當金の儀院省使廳ハ定額金の内より府縣ハ豫備金の内より繰替仕拂追て別途請取方大藏省へ可申出事

官役人夫死傷手當規則

第一條 凡り各廳に於て工事を使役する者死傷する時ハ相當の手當をなすべし其傷痕の輕重を分て五等とす左の如し

第一等 重傷死に至る者

第二等 重傷死に至らざる者

一 一等傷は罹り死する者ハ療養料扶助料を給せむ

但即死して療治し得ざる者ハ療養料を給せず且療養中全く他病のため

を辨むる能ハざる者

第三等

自己の動作を得ると雖も終身事業を営むと能ハざる者

警へ事業を営むとを得ると雖も

第四等

身體を毀傷して舊く復することを得ざる者

第四條

傷痕の輕重ハ即時に確定し難しと雖も其實況を見計ひ即時に療養料を給し置る

身體を毀傷すると雖も一時の治療を以て舊く復することを得る者

第五等

身體を毀傷すると雖も一時の治療を以て舊く復することを得る者

治療の後醫員二名以上の診断証書と其内容を審査し相當の給與すべし

第二條

凡り死傷人ある時ハ其原因と輕重とを檢察し醫員の診断証書を審査し表面に照して救助金を與ふべし

を檢察し醫員の診断証書を審査し表面に照して救助金を與ふべし

を檢察し醫員の診断証書を審査し表面に照して救助金を與ふべし

第三條

手當金を分つて療養扶助埋葬の三種とす

死傷手當表

療養料	一等傷	二等傷	三等傷	四等傷	五等傷
扶助料	三拾圓	貳拾圓	拾五圓	拾圓	
埋葬料	拾圓				
養料	同上	同上	同上	同上	同上



○惡病流行之節貧民治療概則

○明治八年四月八日太政官御達  
惡病流行の節貧困より醫藥相辨し難きため非命を斃れ候者有之候てハ實に愍然の至り候條自今左の概則に據り處分し其時々内務省へ可届出此旨相達候事

惡病流行之節貧民治療概則

第一條 惡病流行の節地方より因り其流行の緩急見計し醫員を派出し貧民を治療せしむべし且痘瘡流行の節も右同断種痘術を施すべし但時機より因り官員出張の上區戸長を指揮し諸事行届候様注意致しむべし

第二條 醫員の手當ハ其技術の優劣に應じ一ヶ月拾五圓以内を以て勤日數に應じ支給せしむべし巡回滞留の日當ハ府縣管内旅費日當表八等以下に準じ支給せしむべし

第三條 醫員派出の上ハ貧民に限りし請求に應じ治療を加へ身元可なり者ハ必し其藥價を管轄廳へ納めしむべし

第四條 貧民にて藥價等辨し難き分ハ用藥幾日代價何程と毎一人詳細取調一村限り帳簿に記載しむべし

第五條 藥價並に醫員給料日當其他救濟に關する一切の諸費ハ豫備金を以て繰替置決算の上納受可申出事但藥價上納の分ハ別帳に記載し可相納事

規則第九篇五版

○控訴上告手續

○明治八年五月二十四日太政官御布告  
今般大審院并に上等裁判所を被置候に付控訴上告手續別冊之通相定候條此旨布告候事

控訴上告手續

第一章 控訴の事

第一條 凡り府縣裁判所の初審に服せしめて再び上等裁判所に訴へ覆審を求むる者之を控訴と云

第二條 控訴ハ民事に止まり刑事に及ばず

第三條 控訴ハ一たびするを得再びするを得ず

第四條 府縣裁判所に於て裁判の言渡を爲し

□

所より大審院に至るの距離八里より遠きときハ八里毎に一日を増しむべし

第二十四條 民事課に於て被告人の答辯書を受取りしときハ課長より判事の中より於て一人の專理員を命じ一件書類を取纏め遅延をり一件始末書を作ししめ然る後原被對審の日を豫定し三日以前に原被對審の呼出狀を原被雙方に送達しむべし



なる時原告被告の雙方又ハ一方の者其裁判  
ニ不服なる時ハ裁判言渡より第七日まで  
裁判言渡の翌 裁判言渡の事理を熟考し其翌  
日乃至リ控訴するを得べし但し訴訟の案  
件商事ニ係リ急速ニ控訴するを要するの  
場合ニ於テハ七日内ニ雖モ控訴するを得  
第五條 府縣裁判所の裁判言渡より三箇月三  
日を超テを過る時ハ控訴するを許さず但  
し府縣裁判所より上等裁判所ニ至るの距離  
八里より遠き時ハ期限三箇月の外八里毎  
一日の猶豫を増すべし

第六條 控訴を爲す者ハ其初審を受けたる府  
縣裁判所ニ届け出づ可し但し添翰を乞ふ  
及ばず

第七條 前條の届を受け取りたる府縣裁判所  
ハ裁判言渡の執行を停止す可し若し上等裁  
判所の請求ある時ハ府縣裁判所ニ於テの訴  
狀答書口書裁判見込等を差出可し  
第八條 上等裁判所ニ捧ぐるの訴訟ハ訴答文  
例ニ照準すべし

第二章 上告總則の事

第九條 各裁判所の終審を不法なりと大審  
院ニ向テ取消を求むる者之を上告と云ふ  
第十條 上告するを得るの事件ハ

第二十五條 原被對審の節ハ判事列席廷ニ臨  
み最初ニ專理員一件始末を宣讀し次ニ原告  
の陳述次ニ被告の陳述次ニ原被交互の辨論  
を審聽し而テ後ニ原告人上告理ありと決す  
る時ハ何々の理由を以テ原裁判所の裁判を  
破毀するに付き更ニ其裁判所ニ於テ裁判を  
受くべき旨又ハ大審院ニ於テ裁判すべき旨  
を言渡すべし

第二十六條 若し原告人の上告理を以テ決す  
る時ハ何々の理由を以テ上告を承くる旨を  
言渡すべし

第二十七條 大審院の破毀ニ因リ移す所の裁  
判所亦ハ大審院の旨ニ循ハざるを以テ大審  
院ニ於テ合員會議の判決を爲す時ハ專理員  
を命ぜらるるに必ず刑事課の判事を用ふべし  
第四章 刑事上告の事  
第二十八條 違警罪及死罪を除くの外一切の  
刑事皆上告するを得  
第二十九條 刑事ニ付き上告するを得べき  
の人

第一 囚人

第三十條 上告を爲さんと欲する囚人ハ裁判  
言渡より第三日迄ニ三日間ハ上告願狀を其

第二 檢察官無き地方ハ警  
察官之ニ代るを得



第一 裁判所管理の権限を越ゆ

第二 聽断の定規を乖く

第三 裁判法律を違ふ

第十一條 大審院ハ上告を受くるの所より控訴を受くるの所より誤て上告する者あるも之を承けて理せず

第十二條 陸海軍の裁判権限を越る者ハ之を大審院より上告せらるを得

第十三條 凡り上告したる者已に大審院の判決を経れば更に訴ふることを得ず

第三章 民事上告の事

第十四條 民事の上告せらるを得る者ハ已に上等裁判所へ控訴し其審判を経たる者に限る

第十五條 上告を爲さんと欲する者ハ裁判言渡より二月内より直ちに上告狀正副二本を大審院に捧ぐべし而て同時に被告人に通知するを要す大審院を去るの距離八里より遠き時ハ二月の外八里毎より一日を増し定期を過ぐる時ハ上告せらるるを許さず其上告狀ハ原告人の姓名貫籍裁判を得たる年月日を記し上告の理趣を明詳し及び原裁判の寫を添ふべし

裁判所の書記局に捧げ又第十日迄は上告趣意明細書を作り同く書記局に捧ぐべし

但し書記局に決放を執行する所の地方官に其事を達せしむ

第三十一條 檢事の上告せんと欲する者ハ裁判言渡より二十四時の内は上告を爲し之を囚人達し又第十日迄は上告趣意明細書を作り之を司法卿に遞送せしむ

但し檢事ハ上告を爲し其事を決放を執行する所の地方官に通知せしむ

第三十二條 檢事及囚人上告の期を過る時ハ上告の權を失ふべし

第三十三條 決放を執行する所の地方官ハ囚人若くハ檢事より上告せらるるを達したる時ハ決行を止め以て上告の落着を待ち獄舎に於てハ其囚人を別舎に勾置し可し別舎なき者ハ便宜に隨ひ監護するを要す

第三十四條 囚人自ら上告狀を書記せらるる能はざる時ハ代理人を獄中に延き獄中を劃り設け他の囚人と上告趣意明細書を代書せしむるを得其代理人ハ明細書に本人と共に姓名を記し可し本人自ら姓名を記せらるる能はざるときハ其事を肩書せしむ

但し代理人を獄舎に延く時ハ之を看守者



第十六條 上告者ハ其上告狀ニ添へて金拾圓

を大審院ニ預くべし若し其金高を預けざる

時ハ上告をなすを得ず

第一 若し上告を取上げざるるときハ其預り

金を没入す

第二 若し上告を取上げ原裁判を破毀する

時ハ預り金を還付す

第三 若し上告を取上げ被告人と對審する

の後之を承けて原裁判ハ破毀せざる時

ハ預り金を没入し又訴訟入費規則ニ照し

て被告人の費用を償はくむ

第十七條 上告を爲す者ハ先づ原裁判所ニ届

し告げ看守者ハ之を裁判所の書記局ニ届

第三十五條 囚人幼年十五年来し上告を

爲すの權利あるを知らざるるときハ其親族

五等親 代りて爲めし上告をすることを得

第三十六條 裁判所の書記局ニ於て上告趣意

明細書を受け取りたる時ハ其文書類を并せ

て三日内ニ之を大審院ニ遞送すべし

第三十七條 檢事上告する時ハ上告趣意明細

書及其文書類を司法卿ニ遞送し司法卿之を

大審院の檢事ニ付して大審院ニ原告せしむ

第三十八條 大審院の刑事課ハ議事を用ひ上

け出づべし原裁判所ニ於てハ書類を三日内

ニ大審院ニ遞送すべし

第十八條 上告を付てハ裁判の執行を停め

大審院已ニ原裁判を破毀するニ至れば即日

原裁判所ニ通報して

止め更ニ審判落着の日ニ至て前の執行を取

消して後の裁判を執行せしむべし

第十九條 上告狀ハ原告人自ら之を捧ぐるも

又ハ代理人をして之を捧げしむるも本人の

意ニ任す

第二十條 大審院の民事課ニ於てハ判事列席

を云以下之ニ倣へ廷ニ臨み原告人又ハ代

告を審按し上告不當若くハ理由を以て決する

時ハ理由を付したる判文を原裁判所の書記

局ニ發付し上告人ニ傳達せしめて後決行せ

しむ上告理ありと決する時ハ原裁判を破毀

して更ニ他の裁判所ニ移し若くハ大審院自

己之を審判すべし其旨を判し若くハ單ニ其

の擬律を平翻して原裁判所の書記局ニ發付

し處分せしむ其判文ハ並ニ理由を付すべし

第三十九條 上告の檢事より出たる者ハ判文

を大審院の檢事ニ付し大審院の檢事より司

法卿を経由して原裁判所の書記局ニ下し處

行せしむ



人を以て上告状を讀上り及陳述を審聽し  
 若し當然の上告なりと決する時ハ原告の對  
 審を爲したる上判決もべき旨を言渡す可し  
 第二十一條 判事審聽し若し不當なる上告な  
 りと決する時ハ何々の理由を以て審告を受  
 理せざるの旨を言渡すべし  
 第二十二條 第二十條の言渡を爲したるの後  
 二日以内ハ大審院より被告人呼出状を仕出せ  
 可し此呼出状ハ上告状の副本を添ふべし  
 第二十三條 被告人ハ呼出状を受取りたるよ  
 り三十日以内ハ答辨書を作り自身又ハ代理人  
 より之を大審院に捧ぐべし但し被告人の住

○明治八年六月七日太政官御布告  
 本年五月第九十三号布告控訴上告手續第十六條  
 上告者預け金の儀ハ追て相違候迄差出さ不及  
 候條此旨布告候事

○金穀貸借請人証人辨償規則

○明治八年六月八日太政官御布告  
 明治六年六月第九十五号布告金穀貸借請人証人辨償規則本年十月一日より左之通改正施行候  
 條此旨布告候事

金穀貸借請人証人辨償規則

第一條 金銀借用返濟相滞り本人身代限濟方

申付候上不足相立候節ハ其不足の分証人一  
 濟方申渡し猶不相濟に於てハ其証人を身  
 代限申付其上不足相立候ハ借主並に証人  
 ハ勿論其相續人に至る迄身代持直し次第皆  
 濟可致事

第二條 借主逃亡又ハ死去跡相續人無之時ハ

表書の元利金何百何拾圓相滞るに付借何の

誰身代限申付る處不足相立証人何の誰をも  
 身代限を以て辨償爲致都合金何百何十圓に  
 相成し付右請取残り何百何十圓ハ借何の誰  
 証人何の誰ハ勿論其相續人に至るまで身代  
 持直し次第皆濟可致者也

年月日

某裁判所印



其請人へ濟方申渡し候上不相濟に於てハ身代限申付猶不足相立候ハ、請人ハ勿論其相續人に至るまで身代持直し次第皆濟可致事

第三條 身代限申付候上不足相立身代持直し次第皆濟可致旨左の雛形の通裁判所は於て其原証文の裏へ記し押印の上貸主へ可相渡置事

裏書雛形

第一條の節書式

第二條の節書式

表書の元利金何百何十圓借主何の誰死去跡相續人無之し付請人何の誰へ身代限を以て辨償申付る慶金何百何十圓は相成し付右受取残り何百何十圓ハ請人何の誰ハ勿論其相續人に至るまで身代持直し次第皆濟可致も

年月日

某裁判所印

官省規則全書

長尾景弼編纂

第二十篇 米穀相場會社創立準則

○米穀相場會社創立準則

○明治八年五月廿八日大藏省御布達

甲第拾六號

米穀賣買相場取引會社の儀は付昨七年十二月第百三十八號公布の趣あり有之候就てハ右會社創立準則別冊の通り製定候條右會社設立致度者ハ此準則に照準し創立證書並申合規則等取調願管轄廳を経て當省へ可願出候此旨布達候事

但株式取引所設立致度者ハ此準則に照準し創立證書並申合規則等取調願出候て不苦事

米穀相場會社創立準則目次



一 緒言	第一條より至る
一 會社創立手續の事	第三條
一 創立證書の事	第四條
一 申合規則の事	第五條
一 會社役員の事	第六條より至る
一 社員並株主の事	第十二條より至る
一 社印の事	第十三條より至る
一 商議掛の事	第十四條
一 檢査役の事	第十五條
一 會社一般規則并賣買規則	第十六條
一 取引業體の事	第十七條
一 資本金増加の事	第十八條

一 株手形讓渡並質入の事	第十九條より至る
一 報告の事	第二十一條
一 記録の事	第二十二條
一 會社費用の事	第二十三條
一 總會の事	第二十四條
一 檢査の事	第二十五條
一 此創立準則改正等の事	第二十六條
一 諸雛形 附録	

米穀相場會社創立準則

○ 緒言

第一條

米穀相場會社の創立ハ明治七年十二月廿七日  
 第百三十八號を以て公布しとる旨趣ハ基き株  
 式取引條例ニ照準し以て之を規則を製し其  
 商業を營むものなるを以て元來株式取引と米穀  
 相場取引とハ其事物既ニ同一ナリ其目的方  
 法亦隨テ異なるものなきベ自ラ株式取引條  
 例ニ於テ稍取舍變通る能はざるのみならず  
 會社創立の方法ニ至テモ亦未ダ具備する所ア

雜起るときハ其箇條ニ基き處分を受くべし

○ 資本金増加の事

第十八條

第一節  
 會社ニ於テ其資本金高を増加せんと衆議決定  
 するときはハ頭取肝煎より其趣を地方官へ上  
 申し國債頭の承認を得て株主等ニ増株書込  
 の事を通知すべし而して株主等ハ銘々の望み  
 ニ應じて此新規の増株を引請け其手形を所持  
 することを得べし  
 第二節  
 若し右株主等の中ニ於テ此増株を悉皆引請けざ  
 るときはハ頭取肝煎ハ更ニ衆議を以て此殘株處  
 置の事は著手すべし



りとせず仍て今茲は米穀相場會社創立準則を  
制定せむ

第二條

此準則中故きは掲載せざる所の事件箇條即  
ち株主の規則社員の入社復社並其組合規則社  
員手代の規則利益金積立金并俸給の規則其他  
の如きは專ら株式取引條例に根據し若干の斟  
酌變通を加へ以て其創立制定に従事するもの  
とすべし

○ 會社創立手續の事

第三條

此會社創立の手續は株式取引所創立の規則に

照準し以て之を創立に従事すべし但増補斟  
酌の件々左の如し

第一 此會社へ交付する所の開業免狀は第

一號雛形の通りとするべし

第二 此會社の營業年限は會社の便宜に任

りすと雖とも須らく五箇年を以て一期限

と定むべし尤も右期限了るの際に臨て

猶其永續を望むときへ更其趣を申立て

地方官の承認を経國債頭の許可を受け然

後之を永續することを得べし

第三 此會社の確實なることを保證する為

めは其資本金總高の三分二は當る日本

○ 株手形讓渡并質入の事

第十九條

此會社の株手形は株式取引條例の旨趣に従へ  
左の手續を踏むる於て之を讓渡し又質入  
せしむることを得べし

第二節

株手形を讓渡し又質入せしむることを欲せし  
須らく其趣を書面にて肝煎又支配人に申立  
つべし而して是等役員は於て兼て備置せら  
る株主姓名帳又之を番號枚數等を引合せ其  
次第を逐一記載し頭取への具狀を遂げ然後其  
事を本人へ通知すべし

但讓渡の節に必ず其手形面の名前を書替

へ以て讓り主へ渡すべし

第二十條

株手形は向へ會社より割渡すべき利益金に其  
手形面の名前入は渡すべし故に株手形讓渡し  
の節若し其名前の書替を為さざりしことあり  
て右渡り方又付て何等の紛雜等起るとも會社  
は於ては更其關係ならるべし

○ 報告の事

第二十一條

第一節

此會社の報告は株式取引條例第三十五條に照  
準し夫々の帳簿又計表を造り地方廳を経國  
債寮へ差出すべし但右第三十五條第六節の報



政府の公債證書又ハ現金を地方廳へ差出  
置くべし又或ハ現金公債證書取交せ  
差出す可なり此公債證書の價額ハ秩  
祿公債證書なむハ證書面の金高千圓ハ付  
き實價九百圓新公債證書ハ同五百圓旧公  
債證書ハ同百八十圓とるべし而して右公  
債證書又ハ現金を差出す於てハ地方廳  
ハ其種類相當の請取證書を與へ現物ハ收  
藏の上長官并其掛の者にて相封印し容易  
又之を轉動使用せしむるを得ざしむる  
の手續を爲し置くべし尤も右預り現金ハ  
別ハ利息等を拂還しずと無るべし

### ○創立證書の事

#### 第四條

第一節  
此會社を創立するに付てハ其創立證書を製定  
し地方官の承認を經國債頭の許可を受くべき  
第二節  
此創立證書を差出すハ本紙一通并寫二通と  
も都合三通とるべし

但本紙ハ之と國債寮に藏置さ寫一通ハ地方  
廳へ留置さ令一通ハ之と會社へ下付するの  
用ニ供すべし○此外諸願伺届書并表報告類  
ハ大抵之を準し都合三通つ、差出すべし  
○申合規則の事

告ハ第三號雜形の通り又て更ハ左の旨趣ニ基  
き第四號の雜形ニ則し勘定簡明表を製し一  
同之を差出すべし

#### 第二節

勘定簡明表ハ會社の所有物品并資本金額を始  
め金錢の遺拂利益の収入負債の多少其他凡そ  
該社の損益得失ニ關涉するものを一覽  
然るしむる爲め製定するものとして毎年少  
なくとも一度之を成就し社中一般への總會其  
他ハ於て之を示すべきもの是也なり

### ○記録の事

#### 第二十二條

此會社の創立證書并申合規則及び肝煎撰舉社

中集會其他ニ就ての報告議件等凡そ此社ニ關  
係の書類ハ一切之を記録し綴屬し頭取肝煎之  
名ニ記名調印し以て後日の證據參觀ニ藏置すべし

### ○會社費用の事

#### 第二十三條

此會社の費用ハ其遺拂の主任より毎月又ハ毎  
季之を遺拂明細帳を製し之と頭取ニ差出し  
頭取檢印の上又之と社中一般へ明示するの手  
續ニ従事すべし

### ○總會の事

#### 第二十四條

肝煎撰舉を始め申合規則等を加除改正する等



第五條

第一節

此會社を創立するに付てハ株式取引條例を根據し併せて左に掲載する所の旨趣條件を準則

し更ニ社中の申合規則を制定し之を前段創立

證書を添へ一同差出すべし

第二節

此申合規則ハ之を別冊に認め第一第二の箇條

書と以て其事を記載し其末尾に於て會社の総

株主各々連署調印すべし

第三節

此申合規則を差出するハ本紙一通并寫二通とも都合三通するべし

但此三通の所用第四條第二節の但書に同じ

○會社役員の事

凡そ事社中一般に關係し其他重立する事件ハ

須らく社中の總會を待ち以て之を評議決定す

べし尤も右の手續にて評議決定の上ハ時々其

事件顛末を詳細に記載し地方廳を經國債寮へ

届出づべし若し會社前段届出の手續に従事す

るとき急するに於てハ其事件を以て公然施行

しざるものとハ見做さざるべし故に假令ハ右

事件に付き何等の差違を起るとも斯る箇條を

主張して公裁其他に従事するべきを得ざるべし

第二節

凡そ總會にて事を議するにハ須らく衆説を採

り其説の多きを因り以て之を決定すべし故に

本人病氣其他不得已の事故ありて欠席するときは

第六條

此會社の諸役員ハ素より其營業事務を管理監

督するを以て其本務と爲し之を爲め相當の

給料を受領し又ハ株主の場合にて其純益金の分

配に預くるものおきハ株式取引條例第七條の

如く是等人員ハ相場取引の本人又ハ仲買人と

なり以て分外の利を射るを許さず故に其職

務權限等より給料其他凡そ其當前に受領すべ

き利益に至る迄精細に之を評議制定し各々を

以て踐履遵守せしむべし

第七條

第一節

此會社の役員等と稱するもの左の如し

ハ成丈け社中の人を委任状を以て其代人とし

しむべし若し此代人を差出さずして決議の後

に至り如何なる異議あるとも一切之を申立つ

ることを得ざるものとすべし

但代人委任状ハ第五号雛形の通りするべし

凡そ總會に之を定式臨時の二様に分ち其事の緩

急輕重等を照らし以て之を此二總會に分付す

べし

第四節

定式總會ハ少なくとも一箇年一回ハ必ず之を催し

以て金錢并勘定帳簿の展覧其他に従事すべし

第五節

此外右總會に就ての手續約束等凡そ稱して總

會規則と爲すべきものハ一に會社の便宜に依



頭取 何人

副頭取 何人

肝煎 何人

此内 検査役何人  
商議掛若し之あり何人  
爲換掛若し之あり何人

支配人 何人

書記方 何人

勘定方 何人

簿記方 何人

第二節

右の如く製定すと雖ども會社の便宜に依りて稍  
之を廢置兼攝に從事するも可なり且つ此外  
小使等の属員あるべし會社の適宜に依り之を  
設置して可なり

第八條

頭取副頭取ハ肝煎の内にて少なくとも二十株  
以上を所持したる株主に限るべし

第九條

第一節  
頭取副頭取肝煎検査役ハ上任の節各々然るべ  
き誓詞を爲さしめ到底會社の爲め抽誠盡力規  
則を奉り制限を守り毫も詐偽輕忽等の舉動ナ  
らざるを表せしむべし

第二節

頭取副頭取肝煎ハ退役轉役放免の外ハ奉職の  
年限中必ず勤仕するものとし若し右等の役員  
欠員の時ハ肝煎の衆議を以て之を代任權  
任の者を命ずるものとすべし

第十條

り詳細に調査製定し以て届出づべし尔後の改  
正増補等是又其時々届出づべし

○検査の事

第二十五條

第一節

此會社の營業上検査の爲め時として國債寮又  
ハ地方廳より官員を派出するをあるべし

第二節

右の場合に於てハ會社の役員たる者須らく勘  
定帳簿其他凡百の書類物品を此官員の指圖に  
任りせ夫々差出し又ハ其疑問あるに付てハ一  
々之を答辨し何れも猶豫抗拒等の舉動ある  
べからば若し右等の舉動之を有するに於てハ其  
犯したる役員ハ勿論検査役の者へも二十圓よ

り少なうは百圓より多うはざる過怠金を申  
付け各々として之を出金に任せしむべし

○此創立準則改正等の事

第二十六條

此創立準則ハ事宜に依り改正又ハ増補するに  
あるべし

第一號 開業免狀の雛形

第1千1百11番

大藏省國債寮

開業免狀

府第1米穀相場會社より差出たる創立  
證書に據り此會社ハ明治七年十月日本政



支配人并其以下の役員ハ肝煎の衆議マテ株主の内より之を撰任シ其命シる年限中奉職するものとすべシ尤も書記方以下の役員ハ會社の便宜ニ依リ社外の雇員を以て之も任ずるも可なり

### 第十一條

新肝煎の撰舉其他都て此役員ニ於ける諸事件ハ株式取引條例第八條以下ニ照準シ以て其規則を設くべシ但増補斟酌の件々左の如シ

第一 毎年二月一日當會社ニ於て株主并社員の定式集會を催シ新肝煎を撰舉するニ於てハ須シク日限時刻并趣意柄を詳記シ

一ヶ月前該社現任の頭取又ハ肝煎より新聞紙其他の方法を以て総株主へ公告シ然後之を從事すべシ

第二 肝煎の人員ハ會社の便宜ニ依リ増減あるべシと雖ども須シク五人以下ニ下らざるを要すべシ

第三 右撰舉濟の上ハ現任の頭取又ハ肝煎より其趣を総株主へ報告シ併せて地方廳を經國債寮へ届出づべシ

○社員并株主の事

### 第十二條

凡そ社員といハ役員株主等の別なく之を一社人

府ニ於て制定シる株式取引條例并同八年五月大藏省布達第十六号米穀相場會社創立準則其他追々の布告布達を遵奉履行シるを分明なるニ付今此開業免狀を交付シ自今右條例其他ニ從て商業を營むるを許可するものなり

右の證據として年号一年一月一日余ハ大藏卿の命を奉りて爰ニ姓名を自記シ官印を鈴するなり

年号一年一月一日

國債頭名印

官印

用紙鳥の子

### 第二號 創立證書の雛形

米穀相場會社創立證書

明治七年十二月廿七日日本政府ニ於て第三百三十八號を以て公布シる旨趣を遵奉シ株式取引條例并同八年五月大藏省布達第十六號米穀相場會社創立準則其他の布告布達ニ照準シ米穀相場會社を創立シ其商業を經營せんと謀リ更ニ申合規則を以て此證書第七條ニ連名シる者共協力して此社を結び左の創立證書を取極め候也

### 第一條



員の総名は用ゆるをゆりと雖ども株式取引條例及び此創立準則は説く所のものハ相當の資本金を入き又ハ同斷の身元金を拂ひ此社は加入し因て以て賣買仲人即ち仲買は從事するもの、定名と心得へし而して此人員の人社復社ハ須らく株式取引條例の旨趣は體認し到底其規則を嚴し其任撰を慎しむへし

第十三條

第一節 株主とハ此社の資本は向ひ其金を入き之を株式券を引請け以て當社純益金の分配は預うるもの、総名なまとも若し是等人員の内にて前條の社員又ハ役員はふさるものなまハ須らく

左の旨趣は準據し右社員等と稍其區別を立置くへし  
 第二節 右人員ハ只管營業の景況を傍視するものとして持とは社中の總會は干預し人撰并議事上は於て若干發言投票の權を有し併せて金銭並勘定帳簿の覽閱を要求するの權あるものとする等是に在り

○社印の事

第十四條

第一節 凡そ地所、家屋等の引取り又ハ讓渡しと始め條約取組む爲換振出し其他凡そ會社の名目と以てすへるものハ都て社印を押し以て之を取扱

株式取引條例の旨趣を遵奉すべし

第二條

株式取引條例は差異又遺漏ある條件ハ申合規則の通り遵守すべし

第三條

此會社の名號ハ第一米穀相場會社と稱すべし

第四條

此會社の永續年限ハ滿一箇年とするべし

第五條

此會社の本店ハ一府一縣第一大区一小区一町一番地は取建つべし

第六條

此會社の資本金ハ一萬一千一百圓より一圓を以て一株と定め總計一株とすべし

第七條

此會社の株主等の姓名宿所并所持の株數ハ左の表の如し

株主姓名	宿所	元金株數
某	一府一町一番地	金一圓 一株
某	一府一町一番地	金一圓 一株
某	一府一町一番地	金一圓 一株
總計幾人		金一圓 一株

第八條

此會社の株主ハ都て内國人は限るべし



ふとと得べし而して其所用の印章ハ左の雛形  
ニ依り之を製し以て届出づへし

一十八分四角

一 縣 第 一  
米 穀 相 場  
會 社

押切印  
一 縣 第 一 米  
穀 相 場 會 社

干 城

第二節  
右の外合印、渡濟請取等の小印あるべし是又一  
同届出づべし

○商議掛の事

第十五條

第一節  
此會社ハ其便宜ニ任うせ平常左の商議掛と設

置して可なり而して肝煎の内頭取を除き其餘  
の人員少なくとも三人以上を定め以て之を  
任すべし

第二節

商議掛とは即ち此社の評議主役として常ニ其  
營業事務上ニ於て得失利害と商量討論し及び  
凡百施設上ニ於て之を順序と立て又ハ其議  
按と草し之を頭取ニ申陳し之をして施行せし  
め併せて社中一般と相手より之を見込申立  
其他と受付處分し及び違約人審判等の事ニ任  
せしむるもの是なり

第三節

商議掛の會議ハ少くとも一箇月三回ハ必ず  
之を催すへし而して事を決するの發言投票ハ

第九條

此證書ハ株主一同の利益と謀る爲め取極  
めふり右の證據として一同姓名と自記し  
調印致し候也

年号一一年一月一日

株主等連名印

右第一米穀相場會社創立證書ハ本日株主  
共一同余が面前ニ來り書面の通りニ認め  
たる趣と正實ニ保證し其證據として余が  
姓名と記し當廳の官印と鈐し候也

年号一一年一月一日

地方長官名印

地方官

廳印

右第一米穀相場會社創立證書の正寫より  
て其本紙ハ正し之を當寮ニ受取り候し付  
年号一一年一月一日余ハ大藏卿の命と奉し  
て爰ニ官印と鈐し其事を許可し之を會社  
へ下付する者也

年号一一年一月一日

國債頭名印

官印

用紙美濃紙



三分の二以下は下らざるを以て定則とし其議  
長の常は頭取の任とすへ

第四節

此外右會議は就ての手續約束等凡そ稱して商  
議掛の議事規則と爲すべしものハ一は會社の  
便宜は依り詳細に調査製定し以て届出づべし  
而して爾後右規則の改正増補等ハ當掛の衆議  
は依り之を決定するものとし決定の時々は又  
詳細に届出づべし

○検査役の事

第十六條

第一節

肝煎ハ株主たる同僚の内より一人を撰舉して  
検査役とすべし

右二節

右検査役ハ即ち此社の監察主役として常に金  
錢の出納を監り勘定の差引を改め諸帳面締高  
等の正否と點檢し俟せて本社商業の實況を視  
察し其非違と指摘し前後の顛末を取纏め時々  
之を頭取并に肝煎及び株主一同に報告する等  
の事を任するもの是なり

第三節

検査役たるもの若し其職任と怠るる又ハ依  
怙最負等の所業顯然たるは於てハ其犯す所の  
輕重に因り過怠金を申付るる又ハ之を放免す  
るる會社は於て適宜の處分を設け以て一層其  
責任と重くすへ

○會社一般規則并賣買規則取引業体の事

第三號 會社役員上任報告の雛形

一 府第1米穀相場會社役員印鑑届  
當年号1年1月1日何の誰儀ハ當會社の  
頭取(又ハ副頭取  
肝煎又ハ検査役)に撰ばし其印鑑ハ別紙の通は候  
也

年号1年1月1日

第1米穀相場會社

頭取名印

地方長官名宛

右二通但一通ハ國債頭名宛の事

(別紙)

用紙厚紙堅五寸幅一寸五分

印鑑

印

何役何の誰

右銘々各通しして本紙二通するべき事

第四號 勘定簡明表の雛形

會社	所在場所	一 府第1大區一 小區一 街一 番地
所有	坪数	幾坪
地面	地券面代價	何圓何錢







其他を檢査せしむへし

第二 右は付別を爲換掛を置き肝煎の内ち  
二名以上を以て其事の主任せしむべし  
此爲換掛の銀行へ證據金代金并公債證書  
其他の預け方より諸爲換手形并證券切手  
類の取扱及び手数料仕拂等の事に至る迄  
一切頭取の指麾承認を受け以て之を管理  
するものとすべし

但此爲換掛の取扱振又ハ勘定上と  
て換密公正なるめん爲め従前の處分  
手續を明細に書認め定式の集會又ハ然  
るべき時限に於て頭取并同僚中又ハ社

中一般へ報示説明するの手續に從事す  
るものとすべし且又此爲換掛の交代ハ  
會社の適當ふりと思考する期限に依る  
べしと雖ども須らく六ヶ月以内は於て  
せらるると以て可とすべし

第三 若夫は會社に於て親自に現金の出納  
を以て證據金代金の仕拂を爲すに於てハ  
須らく其出納を嚴に到底頭取検査役の  
立會にて金櫃の閑鎖を爲し隨て日々の出  
納實額と其帳簿に登記し置る社員株主の  
内にて若し覽閲を請ふものありハ聊ち不  
都合なく其望に應ずるの用意を爲し置

委任狀の事

一月一日社中(定式又ハ臨時)總會に於て何  
の誰と拙者名代として發言投票爲致候依  
て委任狀如件

第一米穀相場會社株主

年号一年一月一日

何の誰印

第一米穀相場會社御中



くへい

第四 此賣買取引ハ須ク精確なる手續方  
 法と以て之を又従事すへい因て此手續方  
 法の會社に於て株式取引の條例第二十四  
 條以下に根據し併せて實際斟酌を加へ詳  
 細取極めの上之を申合規則中に掲載すべし

第五 此賣買取引の手續方法ハ最も緊要の  
 事なるが故に右申合規則中掲載の箇條に  
 就て更ニ其事實を推究し其當否を審案し  
 取舍増損の上之を許可すへい許可の後ハ  
 其賣買取引上は於てハ一は右掲載の箇條  
 と遵守すべきのみならず右事件に付き紛

WHO.1  
 KA59B  
 1(16-20)

編輯人 井出版人

飾磨縣士族  
 博聞社長

長尾景弼

東京府下第ニ大區二小區  
 愛宕下町三丁目壹番地寄留

東京愛宕下町三丁目

同常盤橋前

博聞本社

西京古門前三好町

同支店

大坂心齋橋通南  
 久太郎町南入

同分社

下總國千葉町

同分社

埼玉縣下浦和

同分社

播州龍野

同分社